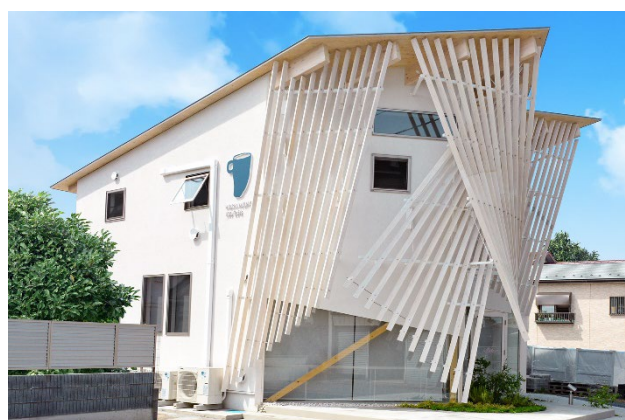


PUBLIC FACILITIES IN SAKAI TOWN



境町 公共施設等 総合管理計画



PUBLIC FACILITIES IN SAKAI TOWN

平成 29 (2017) 年 3 月策定
令和 5 (2023) 年 3 月改訂
茨城県境町

目 次

第1章 背景と計画

1.1 計画.....	1
1.1.1 目的.....	1
1.1.2 位置づけ.....	2
1.1.3 計画期間.....	2
1.1.4 対象施設.....	2
1.2 背景.....	5
1.2.1 公共施設等の更新問題.....	5
1.3 国の動向.....	6
1.3.1 インフラ長寿命化基本計画.....	6
1.3.2 公共施設等総合管理計画.....	6
1.3.3 本町におけるこれまでの取り組み.....	6

第2章 本町の現状と課題

2.1 人口と財政.....	7
2.1.1 人口の推移及び将来の推計.....	7
2.1.2 財政の状況.....	9
2.2 公共施設等の現状と課題.....	12
2.2.1 公共施設の現状.....	12
2.2.2 公共施設等の課題と将来必要な経費.....	15

第3章 公共施設等のマネジメント

3.1 基本方針.....	19
3.2 マネジメントの基本方針.....	20
3.2.1 公共施設の管理に関する基本方針.....	20
3.2.2 インフラの管理に関する基本方針.....	24
3.3 マネジメントの実行.....	26
3.3.1 マネジメントの実施体制.....	26
3.3.2 行動計画の策定.....	28
3.3.3 計画的・効率的な維持管理.....	28

第4章 施設分類別の基本方針

4.1 公共施設の基本方針.....	30
4.2 インフラの基本方針.....	33

第1章 背景と計画

1.1 計画

1.1.1 目的

本町では、これまで町民サービスの向上に資するため、公共施設等の整備を進めてまいりました。しかしながら、近年においては、少子高齢化の進行による人口減少、それに伴う公共施設等の利用需要の変化が予想され、公共施設等の老朽化が顕著になる状況下で、今後も施設の改修や更新、長寿命化を進める必要があります。

また、人口減少・高齢化社会等に伴う、税収等の伸び悩みや社会保障費の増加に対応する必要もあり、今後も厳しい財政状況となることが予想されます。

こうした状況において、公共施設等の全体を把握し、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことで「公共施設等の最適化」を導き、財政負担の軽減・平準化を進めることによる「持続可能な財政運営」が求められます。

境町公共施設等総合管理計画は、本町における公共施設等を取り巻く環境や将来にわたる課題等を客観的に整理し、長期的な視点で、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的に策定します。

<計画の目的>

「公共施設等の最適化」と「持続可能な財政運営」の両立

公共施設等

庁舎や学校などの公共施設のほか、道路や橋梁などのインフラを含む公共施設の総称をいう。

公共施設

地域活動施設、保健福祉施設、公共施設、その他教育施設、文化スポーツ施設、その他町民利用施設、行政系施設、消防施設などの建物（建物の付帯設備等を含む）をいう。

インフラ

道路や公園、下水道施設などの社会基盤施設をいう。

1.1.2 位置づけ

本計画は、平成26（2014）年4月22日付け総務大臣通知の「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」において策定を要請された「公共施設等総合管理計画」であり、また、同日付け総務省通知の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の要件を満たすものです。

本町は、平成25（2013）年3月策定の「第五次境町総合計画」以降、平成31（2019）年3月策定の「第六次境町総合計画」等に基づき、公共施設の管理運営を進めてきました。本計画は、これらの上位・関連計画を踏まえ、さらに長期的な視点から公共施設等の管理運営方針を策定（改訂）するものです。

1.1.3 計画期間

本計画の期間は、公共施設等の耐用年数¹が長期に渡り、その管理に長期的な視点が不可欠となることから、平成29（2017）年度から令和38（2056）年度までの40年間とします。なお、期間内に今後の国等の要請や社会情勢の変化など状況に応じて適宜見直しを行うものとし、令和5（2023）年3月に改訂しました。

1.1.4 対象施設

本計画の対象施設は、令和3（2021）年3月末までに、町が整備・保有する施設とします。

(1) 公共施設

対象とする公共施設は次の表のとおり、86施設です。

基準日：令和3（2021）年3月31日

施設分類	施設数	施設名称
町民文化・社会教育系施設	9	境町文化村公民館
		境町中央公民館
		ふれあいの里
		境町文化村歴史民俗資料館
		境町研修センター
		ふれあいの里市民農園
		伏木集会所
		公民館及び農村公園志鳥集会所
		猿島コミュニティセンター休養施設
スポーツレクリエーション系施設	6	境町文化村武道館
		境町文化村町民体育館
		境町文化村サッカー場管理棟
		境町アーバンスポーツパーク クラブハウス
		境町文化村多目的運動公園（屋内テニスコート）
		さくらの森公園公衆トイレ
商工観光系施設	12	勤労青少年ホーム
		道の駅さかい

¹ 耐用年数：建物などの固定資産の税務上の減価償却を行うに当たって、減価償却費の計算の基礎となる年数。財務省令で定められている。

		ホテルスタンバイリーグさかい(現:パークホテルさかい) モンテネグロ会館
商工観光系施設	12	S-lab(研究開発施設) S-Gallery 境町観光情報発信施設 (交流人口拡大・観光情報発信施設) S-Start up さかいまちかどカフェ さかいサンド(六次産業化施設) さかい河岸レストラン茶蔵 FOOD TERRACE SAKAI
学校教育系施設	8	境小学校 長田小学校 猿島小学校 森戸小学校 静小学校 境第一中学校 境第二中学校 倉庫(元第6分団蛇池消防小屋)
保健福祉系施設	9	境町保健センター ひまわり保育園 おおぞら保育園 コビープリスクールさかい にこにこ児童クラブ S-WORK+KIDS(さかい子育て支援センター) あけぼの会館 長田小児童クラブ S-cafe
福祉系施設	1	伏木文化センター
公営住宅等	17	町営長井戸住宅 町営大歩住宅 町営浅間住宅 町営山神町住宅 町営桜ヶ丘住宅 町営西泉田住宅 コミュニティーホームあさひが丘 サンコーポラス長田(定住促進住宅) アイレットハウスモクセイ館 アイレットハウスカンナ館 アイレットハウスさくら館 アイレットハウスひまわり館 第一期境町定住促進戸建住宅 第二期境町定住促進戸建住宅(1号棟) 第二期境町定住促進戸建住宅(2号棟) 第三期境町定住促進戸建住宅(1号棟) 第三期境町定住促進戸建住宅(2号棟)
行政系施設	5	境町役場 町有バス合同車庫 元第1分団山神消防小屋

		元青少年活動育成センター
		S-Study&heart
消防・防災系施設	17	消防小屋(旭町)第1分団
		消防小屋(松岡町)第2分団
		消防小屋(塚崎)第3分団
		消防小屋(志鳥)第4分団
		消防小屋(長井戸)第5分団
		消防小屋(蛇池)第6分団
		消防小屋(山崎)第7分団
		消防小屋(染谷)第8分団
		消防小屋(伏木)第9分団
		消防小屋(若林)第10分団
		宮本町水防倉庫
		防災備蓄倉庫(境地区)
		防災備蓄倉庫(長田地区)
		防災備蓄倉庫(猿島地区)
		防災備蓄倉庫(森戸地区)
		防災備蓄倉庫(静地区)
		水害避難タワー
給食系施設	2	学校給食センター
		学校給食米飯パン製作所

(2) インフラ

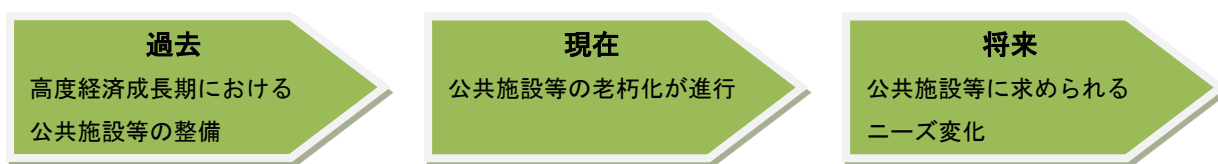
施設分類	施設名称
インフラ施設	道路
	橋梁
	公園
	下水道施設
	農業集落排水施設
	その他施設

1.2 背景

1.2.1 公共施設等の更新問題

本町はこれまで、高度経済成長期に集中して公共施設等（建物・道路・下水道・橋梁等）の整備を進めました。これらは、整備から長期間が経過し、今後耐用年数を迎えることから、一斉に更新時期を迎えることとなります。従って、多くの公共施設等の老朽化対策による経費に加え、更新（建替え）費用も必要になることが予測されますが、現状の厳しい財政状況や財政運営上の構造的なマイナス要因である、少子高齢化や人口減少社会の進展を勘案すると、維持更新等の公共施設等に係る費用の削減とともに財源の確保が課題となります。

また、社会情勢の変化に伴う公共施設等に対する需要の変化やライフスタイルの多様化の観点から、公共施設等が担っている役割や提供サービスの見直しなど、質と量の両面から公共施設等全体のあり方を見直すことが不可欠です。



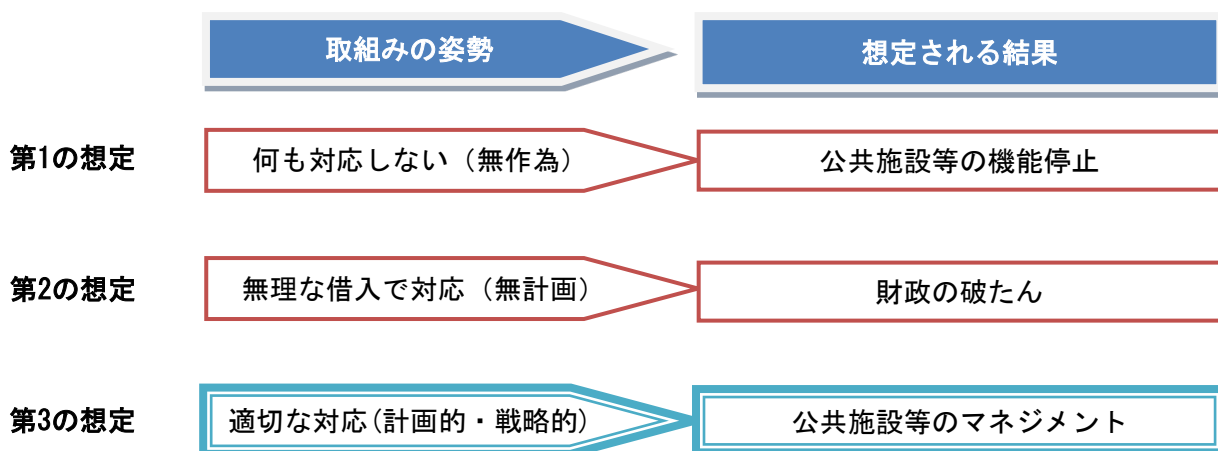
以上の課題より、公共施設等において、今後の取組みに応じた3つの想定が考えられます。

第1の想定は、更新問題への対応を決断できないことにより「公共施設等の機能停止」というものです。公共施設等の老朽化が進行する中、対応を決断できず、結論を先送りした結果、公共施設等の機能低下を招き、場合によっては公共施設等の機能を失うケースです。

第2の想定は、公共施設等の現状や需要動向に加え、財政状況を省みることなく、現在保有する公共施設等の全てを維持するために、維持更新等費用を借り入れるが故に、地方債²の返済負担が重しとなり「財政破たん」が起きるといったものです。公共施設等の老朽化と財政状況を前に、無計画に事業継続を重視した結果、自治体財政が破たんするケースです。

第3の想定は、公共施設等の事業性・あり方を早期かつ計画的に判断・対応することで、公共施設等が担うべき機能を確保しつつ、財政状況の悪化を回避するというものです。つまり「公共施設マネジメント」により、公共施設等の最適化と持続可能な財政運営を両立するケースです。

本町は、持続的な行政経営と町民サービスを目標に、第3のケースの実現に取り組めます。



² 地方債：地方公共団体の資金調達のための借入で、その返済が一般会計年度を超えて行われるもの。

1.3 国の動向

1.3.1 インフラ長寿命化基本計画

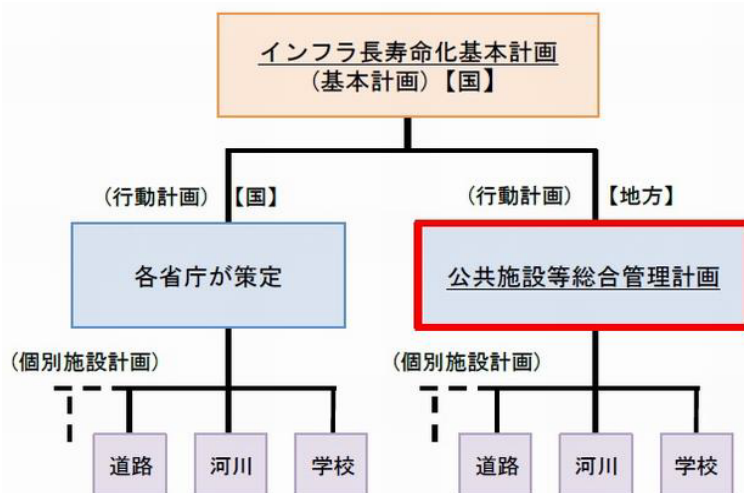
高度経済成長期以降、集中的に整備された全国のインフラが、今後一斉に老朽化する現状を受け、国は「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題であるとの認識のもと、平成25（2013）年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。

この計画は、国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るライフサイクルコストの削減や予算の平準化を図るための方向性を示すものであり、地方公共団体はこの計画に基づく行動計画を策定し、インフラの戦略的な維持管理・更新等を推進することとなりました。

1.3.2 公共施設等総合管理計画

国の要請により、地方公共団体が策定することとなった行動計画が「公共施設等総合管理計画」です。厳しい財政状況の中で、今後、人口減少等による公共施設等の利用需要の変化を踏まえ、長期的な視点で公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に実施し、財政負担の軽減・平準化と公共施設等の最適な配置を目指すものです。

その後、国は令和2（2020）年の経済財政諮問会議において、インフラ維持管理・更新費見直しを見える化し、随時情報を更新するとともに、地方自治体が個別施設計画の内容を踏まえて維持管理・更新費等見直しの見直しを促す方針を示しました。それを受け、総務省から「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」（令和3年1月26日付総財務第6号通知）及び「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂等について」（令和4年4月1日付総財務第43号通知）の通知がありました。令和5（2023）年3月の改訂は、これらの通知に対応した改訂となります。



1.3.3 本町におけるこれまでの取り組み

本計画の策定（平成29年3月）以降、公共施設等マネジメントに係る関連計画の策定状況や取組実績は次のとおりです。

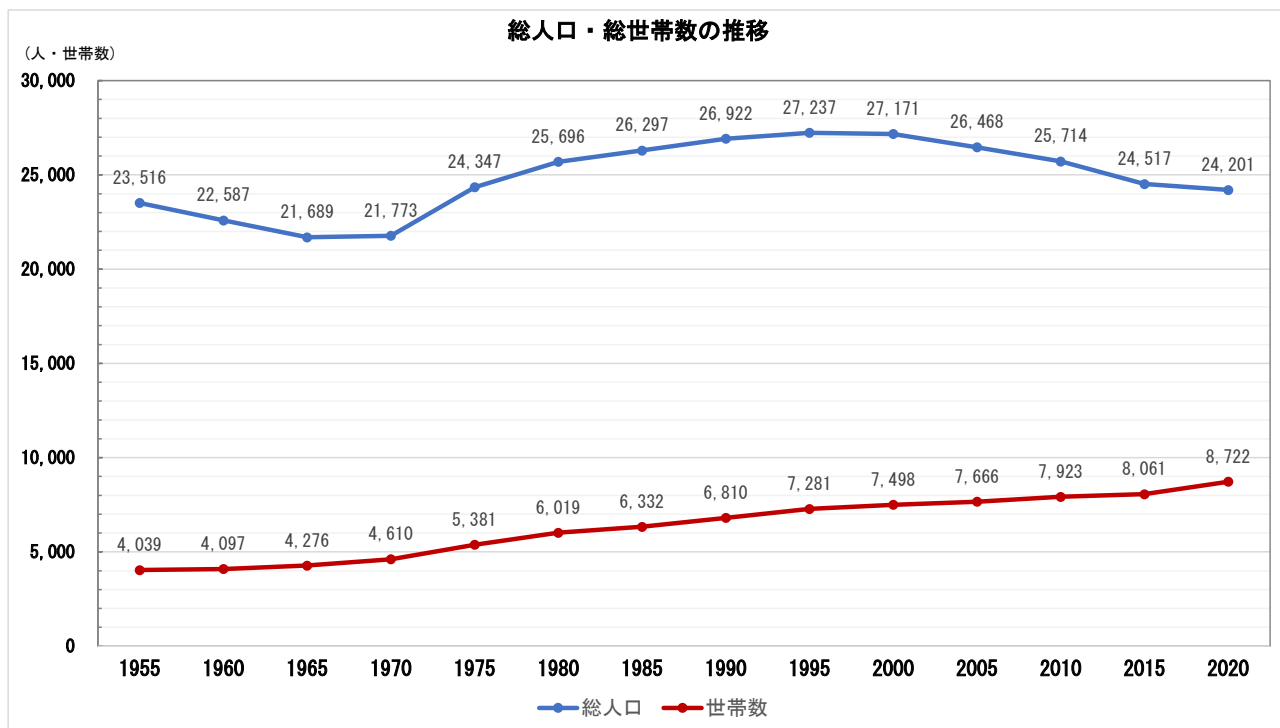
関連計画の策定	具体的取組み
○境町公共下水道経営戦略（H29. 3） ○境町農業集落排水事業経営戦略（H29. 3） ○境町橋梁長寿命化計画書（R2. 3） ○境町学校施設長寿命化計画（R3. 3） ○境町公園施設長寿命化計画（R4. 3）	○境町モデルによる施設整備と運営 【地方創生拠点整備交付金などの補助金を活用した施設整備・投資、民間事業者等による施設運営（PPP・PFI方式）及び施設賃料による財政負担の削減（施設投資費の回収）】 ○ふるさと納税を活用した施設整備

第2章 本町の現状と課題

2.1 人口と財政

2.1.1 人口の推移及び将来の推計

本町の総人口は、平成7（1995）年までは年々増加していましたが、このときの27,237人をピークに減少傾向に推移しています。本町が目指す人口の展望でも（境町独自推計）、今後も減少傾向は続き、令和42（2060）年には18,429人まで減少すると推計されます（次ページ参照）。

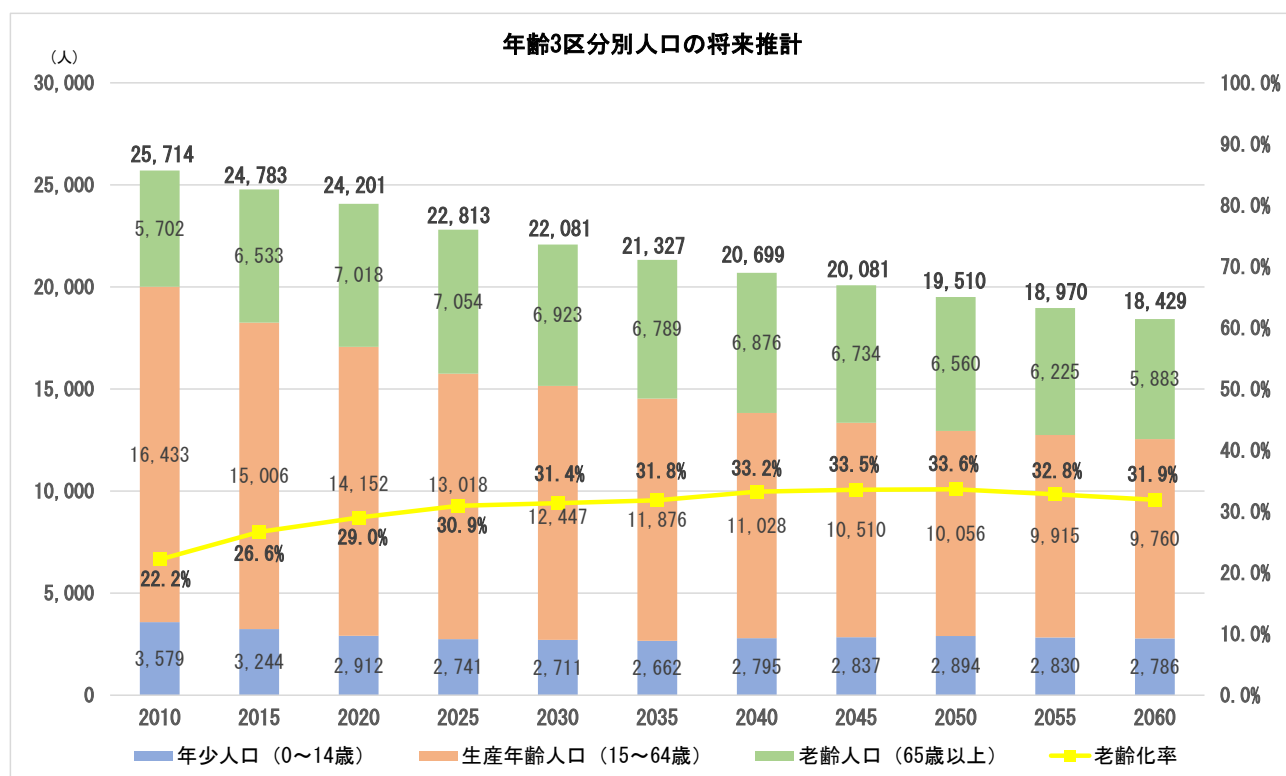


出典：令和2年国勢調査による実績値

年少人口（0～14歳）・生産年齢人口（15～64歳）・老年人口（65歳～）の年齢3区分別の人口を見ると、年少人口は減少傾向で推移しており、今後も減少すると推計されます。平成22（2010）年の3,579人に対し、令和42（2060）年には2,786人になると推計されます。

同様に、生産年齢人口も今後は減少傾向が続くと推計されており、平成22（2010）年の16,433人に対し、令和42（2060）年には9,760人と40%程度の減少が見込まれます。

一方、老年人口は令和22（2040）年の6,876人（高齢化率33.2%）まで増加し、以降は減少傾向に転じます。高齢化率も2050年まで増加傾向となりますが、このときの33.6%をピークに以降は緩やかに減少し、令和42（2060）年には31.9%（5,883人）になると推計されます。

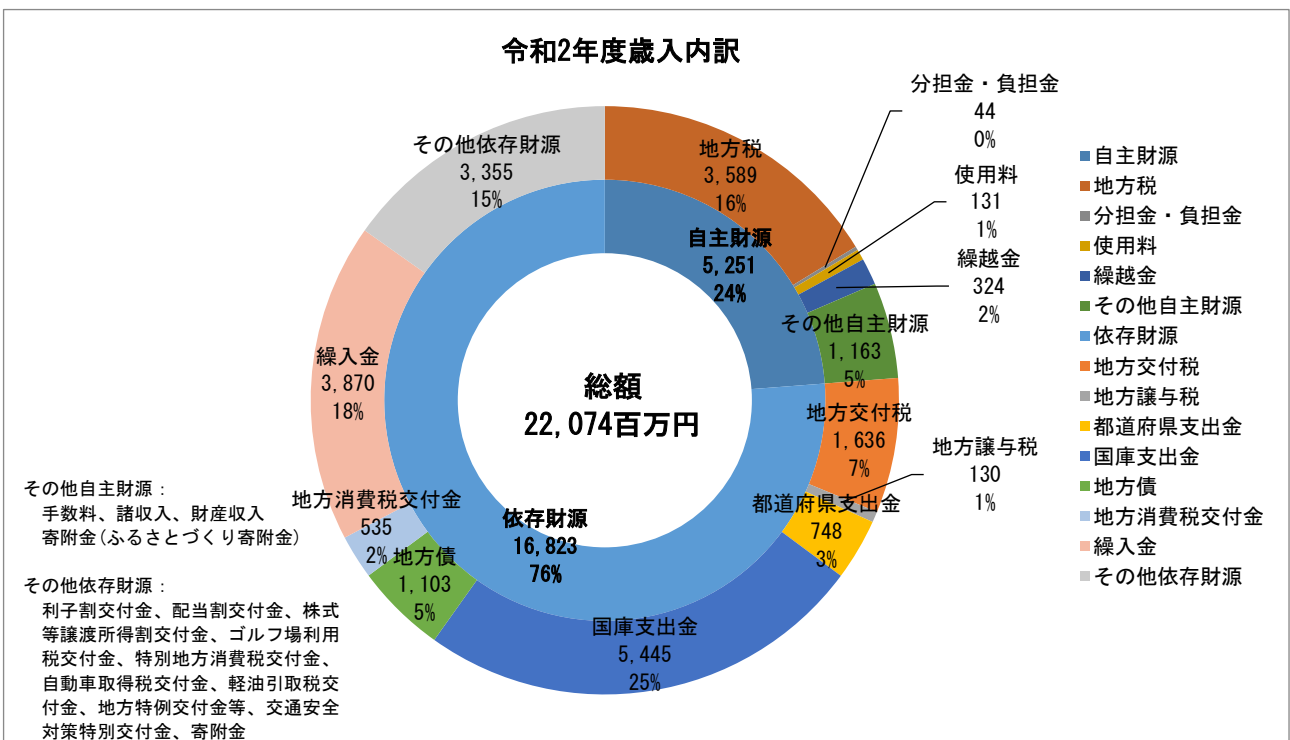
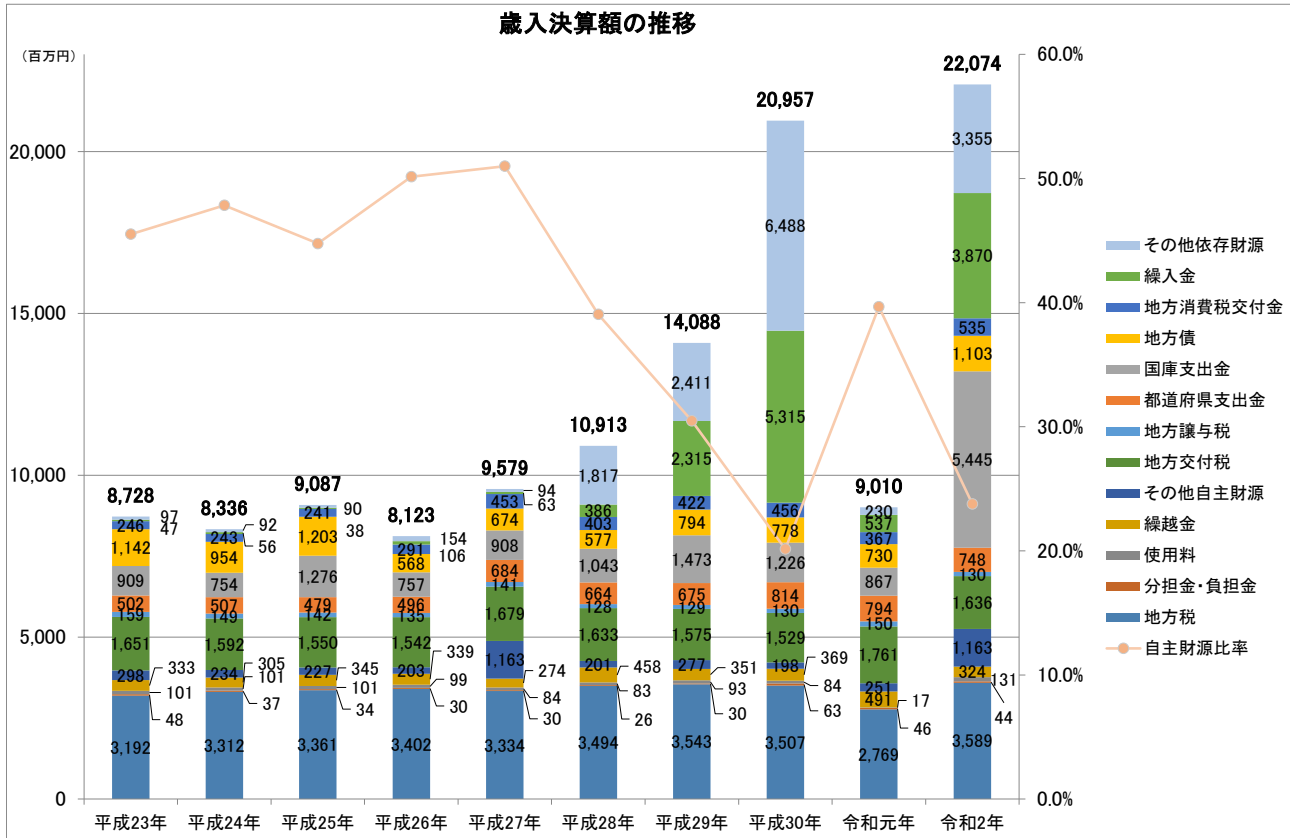


出典：境町人口ビジョン（令和2年3月改訂）より（2025年以降は推計値）

2.1.2 財政の状況

(1) 歳入決算額の推移

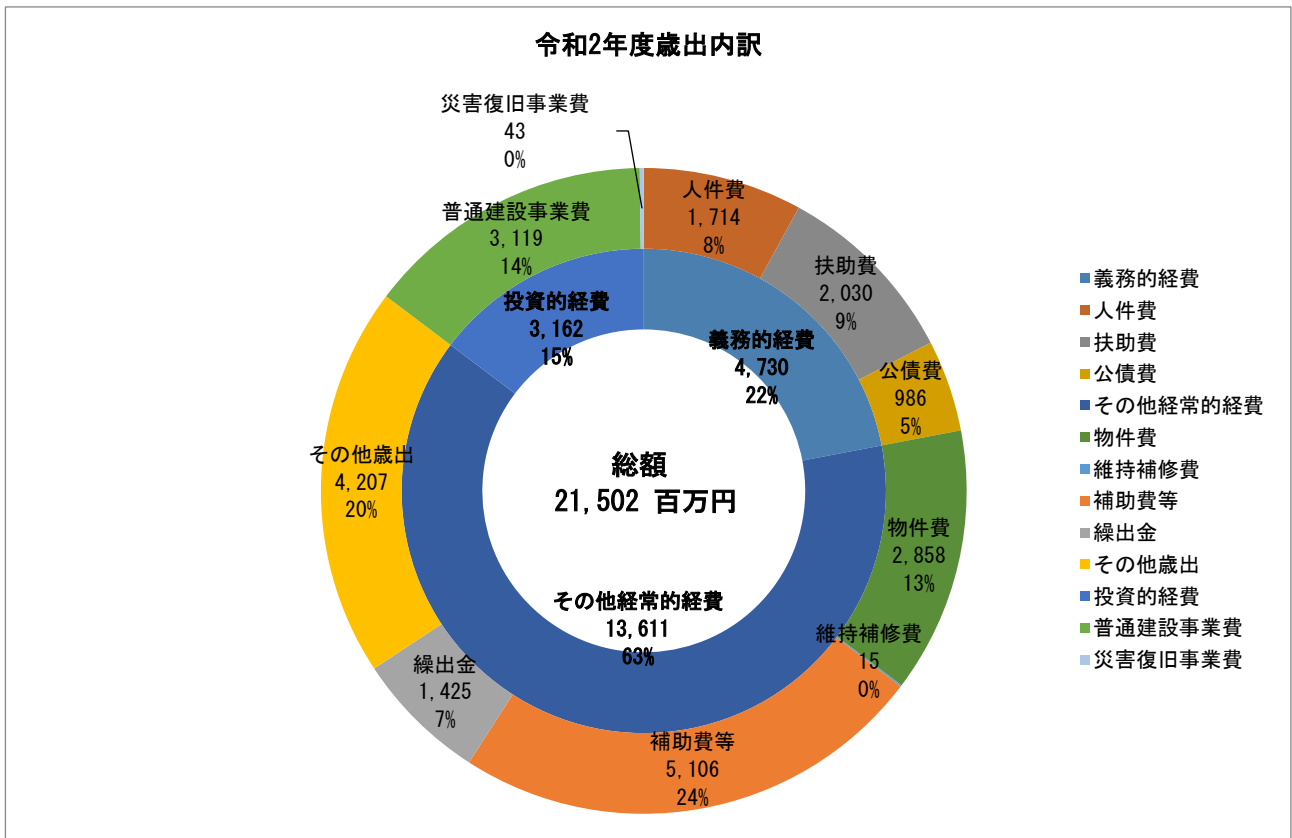
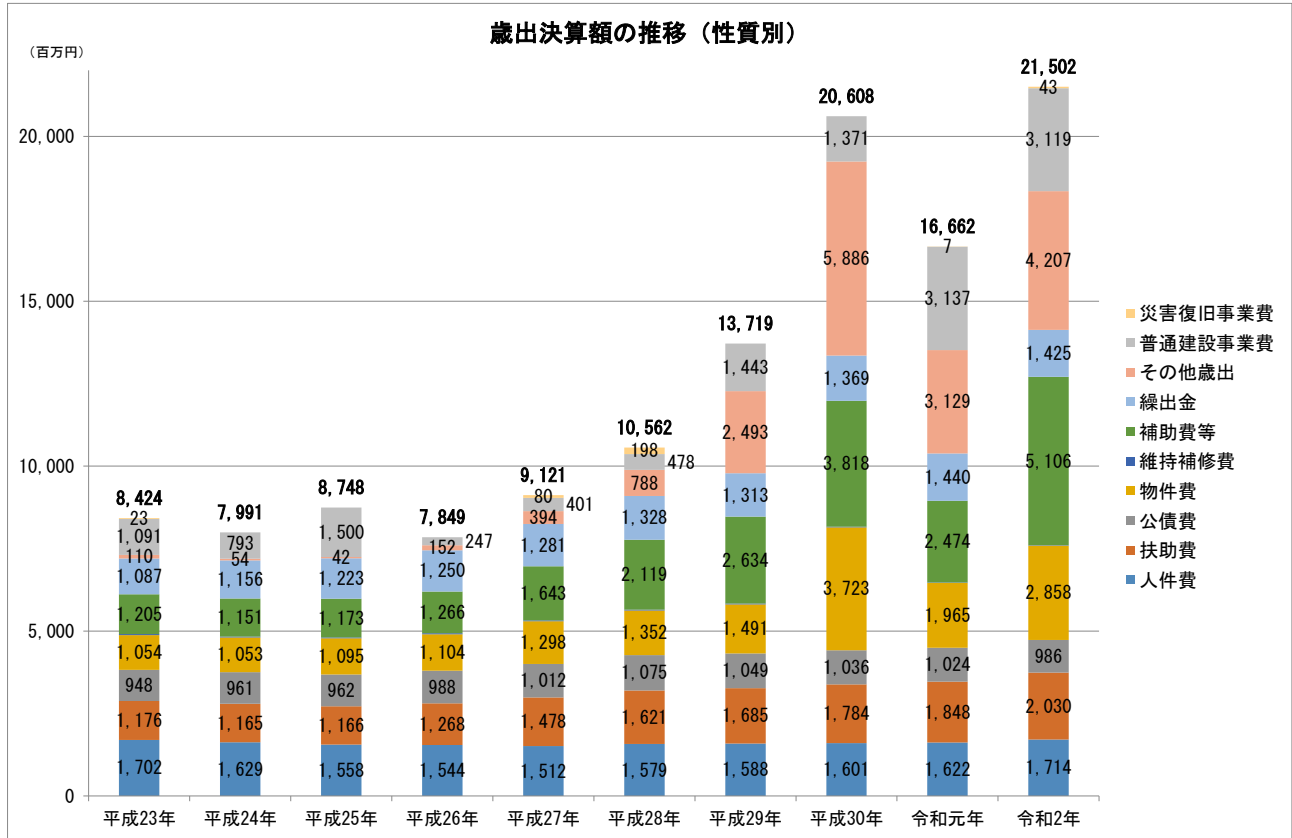
本町の平成23（2011）年度から令和2（2020）年度の10年間の歳入決算額は、約81億円から約220億円と増減幅が大きく、地方税・地方交付税額に大きな変化は無いものの、繰入金や国庫支出金及びその他依存財源等の増減により、全体が大きく変動しています。また、平成23（2011）年度以降、自主財源比率は増加傾向でしたが、平成27（2015）年度の約50%をピークに減少に転じています。



出典：総務省決算カード及び令和2年度決算データ

(2) 歳出決算額の推移

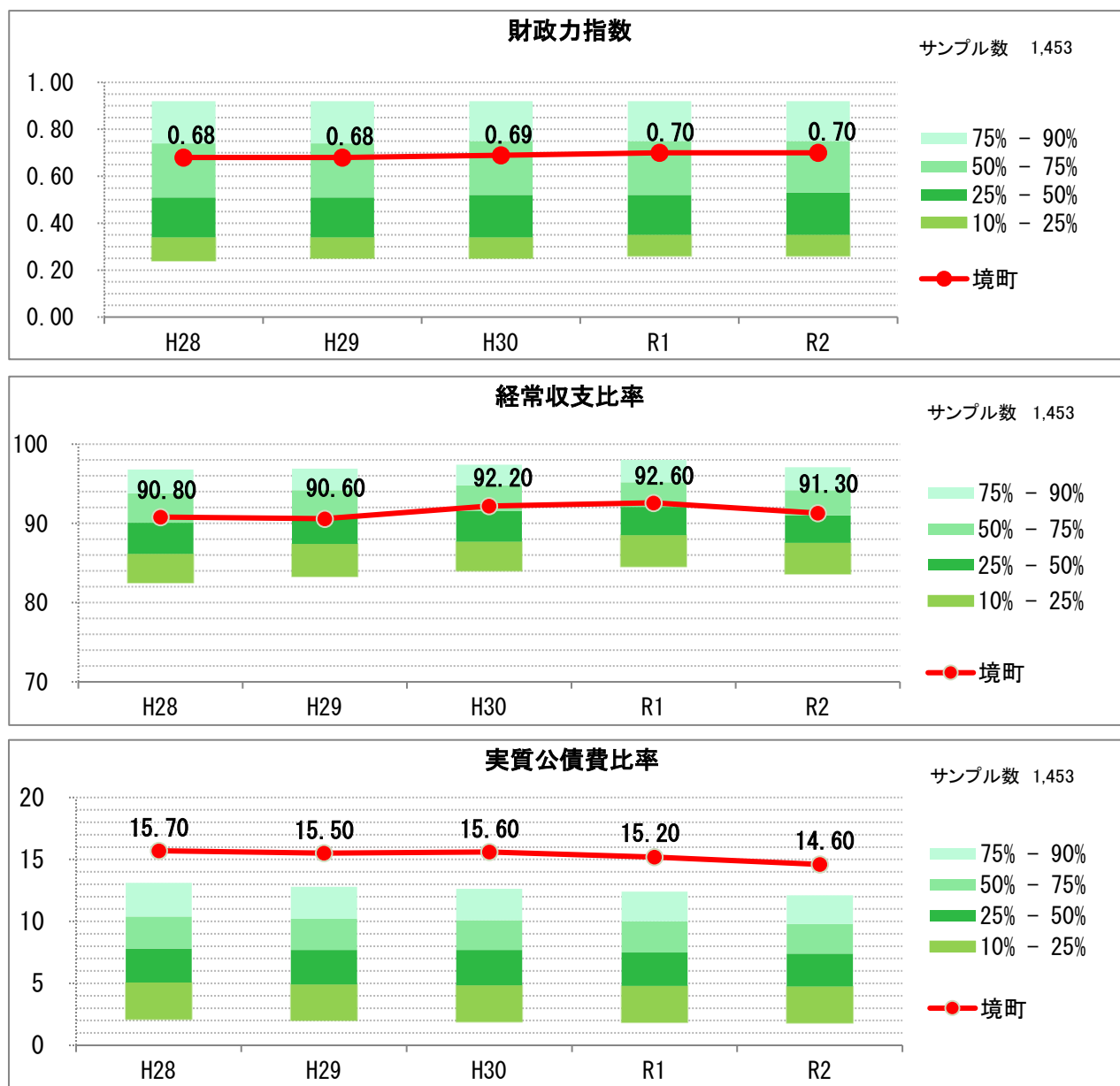
平成23（2011）年度から令和2（2020）年度の10年間の歳出決算額について、行政目的を基準とした性質別分類で見ると、補助費等やその他歳出が年々増加傾向であるとともに、平成29年度以降に普通建設事業費が増加したことから、平成28（2016）年以降は、歳出額が約106億円に達し、近年は200億円を超えた年度も見られます。



出典：総務省決算カード及び令和2年度決算データ

(3) 財政指標の推移

財政力指数³は、平成28（2016）年度から令和2（2020）年度までほぼ横ばいであり、人口5千～5万の自治体と比較し上位に位置しています。また、経常収支比率⁴は平成28（2016）年度以降、91%前後で変動しており、財政の弾力性が不足している状況がうかがえます。実質公債費比率⁵については、平成28（2016）年度から減少傾向となり、財政状況の改善が見られますが、他自治体と比較しても、依然として比率が高い状況です。



総務省公表の地方公共団体の主要財務指標一覧より引用（類似団体として人口5,000～50,000人規模地域を参照）

³財政力指数：地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数。値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

⁴経常収支比率：財政構造の弾力性を測定する指標。低ければ低いほど財政運営に弾力性があり、政策的に使えるお金が多くあることを示している。人件費や扶助費、公債費など縮減することが容易でない経費（義務的経費）に、地方税や地方交付税などの一般財源がどの程度費やされているかを求めたもの。

⁵実質公債費比率：地方自治体の収入に対する実質的な借金の比率。地方自治体における通常収入される一般財源の規模に対する公債費の割合のこと。18%以上だと新たな借金をするために国や都道府県の許可が必要。25%以上だと借金を制限される。

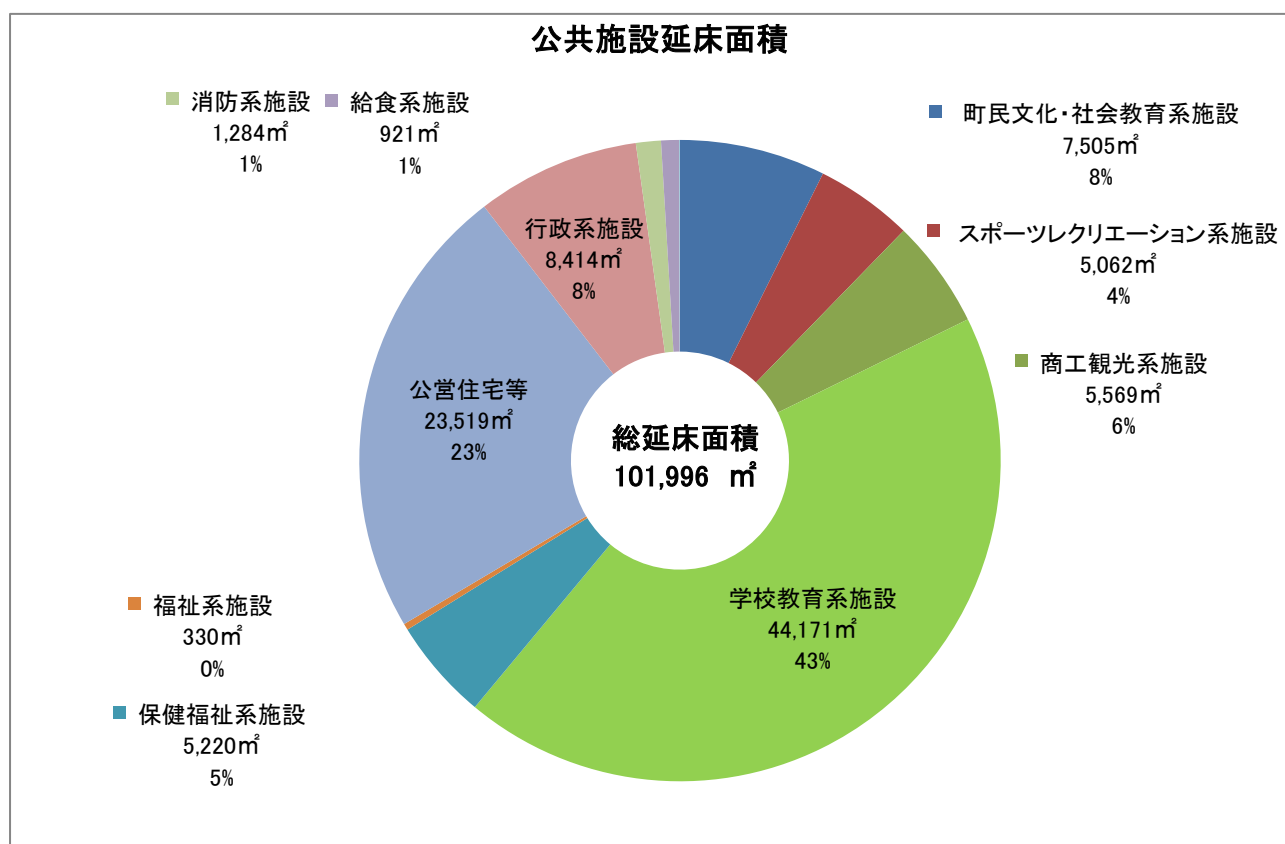
2.2 公共施設等の現状と課題

2.2.1 公共施設の現状

(1) 公共施設の総量

令和3（2021）年3月末における、公共施設の総延床面積は約101,996㎡であり、用途別に見ると、学校教育系施設が44,171㎡（43%）で最も多くを占め、次いで公営住宅等が23,519㎡（23%）となっています。平成27（2015）年度末との面積増減の比較としては、公営住宅等が8,540㎡、次いで商工観光系施設が3,448㎡増加し、全体で約15,187㎡増加しています。

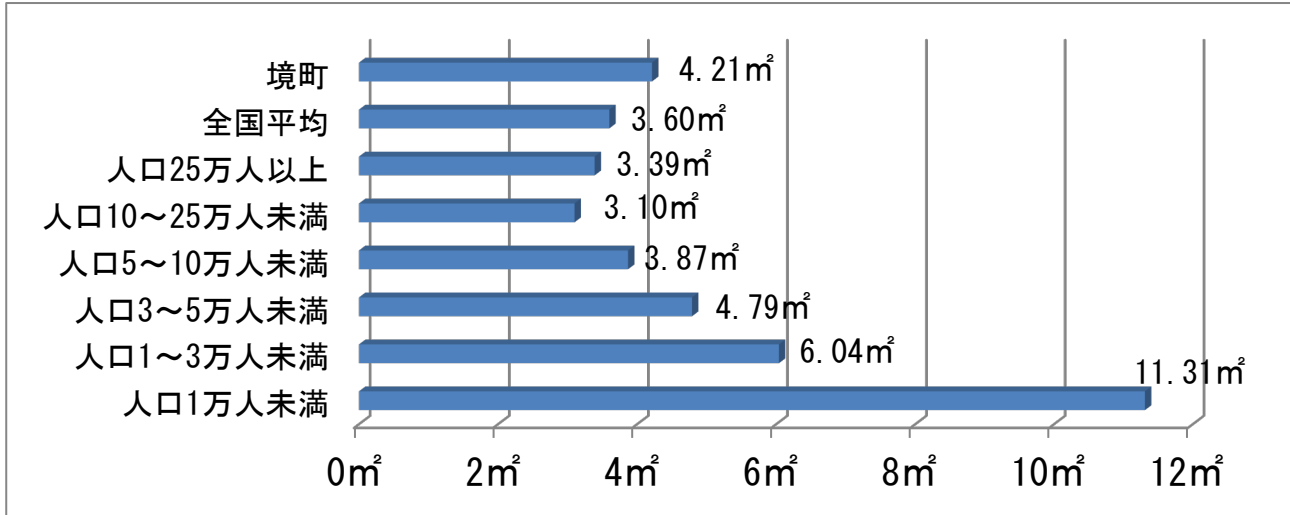
施設類型	R2末 延床面積(㎡) 【改定後】	H27末 延床面積(㎡) 【改訂前】	改定前後における 増減(㎡)
町民文化・社会教育系施設	7,505.0	7,505.3	－
スポーツレクリエーション系施設	5,061.9	3,113.9	1,948.0
商工観光系施設	5,568.9	2,121.4	3,447.6
学校教育系施設	44,171.1	44,171.1	－
保健福祉系施設	5,220.2	4,516.0	704.2
福祉系施設	330.4	330.4	－
公営住宅等	23,519.4	14,979.3	8,540.2
行政系施設	8,414.4	8,215.5	198.9
消防・防災系施設	1,283.6	934.8	348.8
給食系施設	921.0	921.0	－
計	101,996	86,809	15,187



出典：令和2年度固定資産台帳より

(2) 人口一人当たりの公共施設延床面積

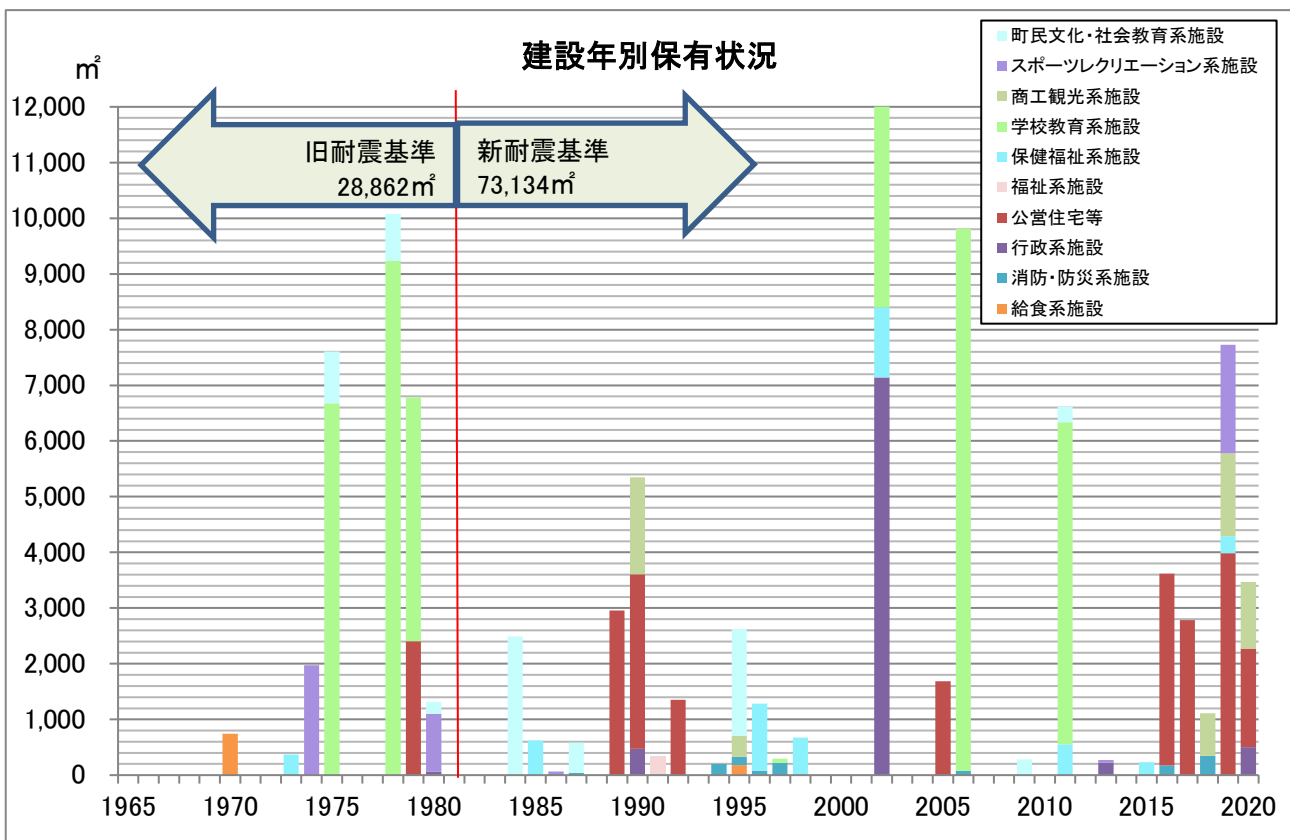
令和2（2020）年度に実施した国勢調査では、本町の人口総数は24,201人であることから、1人当たりの公共施設延床面積は4.21㎡となります。平成25（2013）年度の全国平均の人口1人当たりの公共施設延床面積は3.60㎡であることから、本町は全国平均と比較すると、人口1人当たりの公共施設延床面積は大きいものの、人口規模1万人から3万人の同規模自治体平均6.04㎡と比較すると、2/3程度の規模であることがうかがえます。



出典：平成25年度公共施設状況調査結果（総務省）より

(3) 公共施設の築年別状況

本町は、1960年代から1980年代にかけて、学校を中心に多くの施設を整備しました。現行の耐震基準による建物延床面積は全体の70%であり、旧耐震基準の建物は30%（28,862㎡）になります。が、学校教育系の6施設（14,323㎡）は耐震補強工事が完了しています。

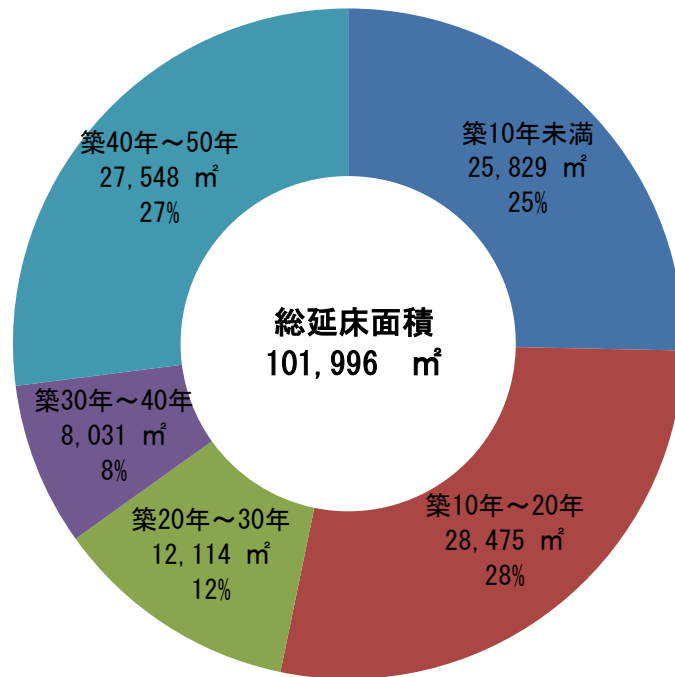


出典：令和2年度固定資産台帳より

築年数ごとに見ると、築30年を超える割合は全体の約35%となっており、一般的な建物の耐用年数を考慮すると、それらの建物は更新や大規模改修等の保全が必要です。

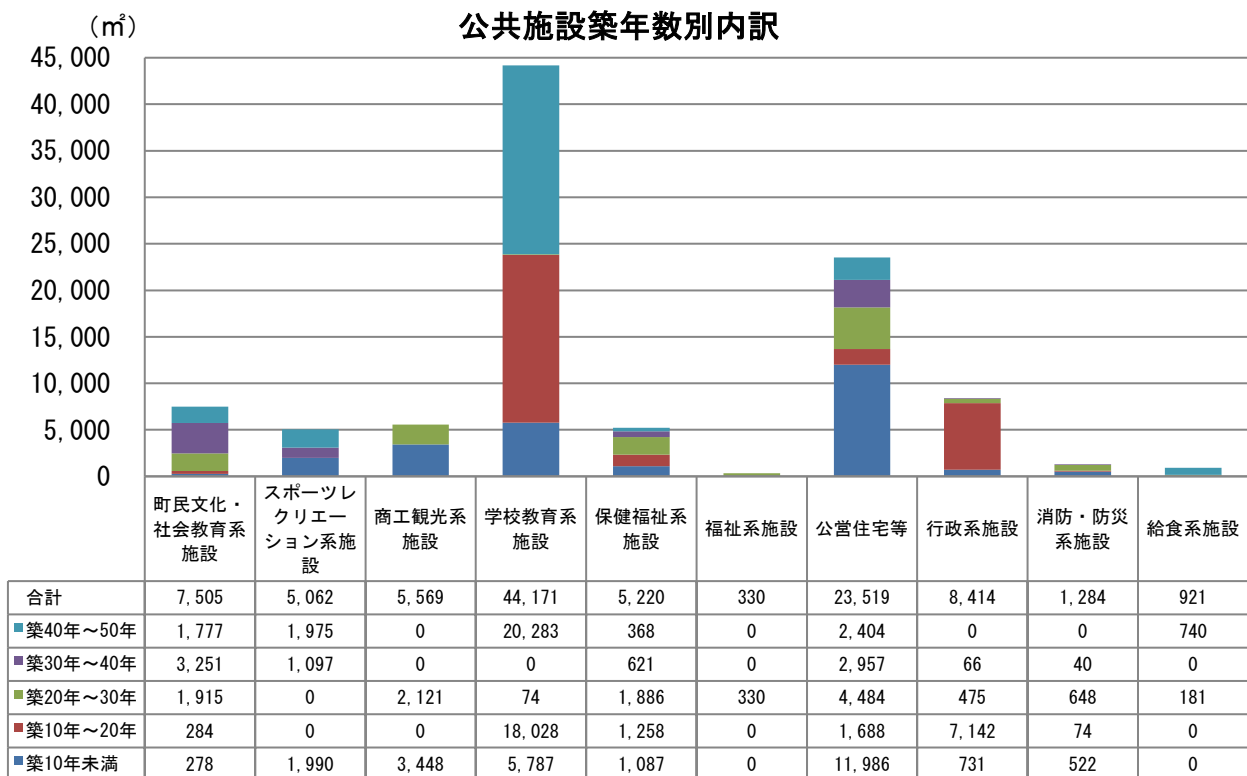
また築30年以上の建物割合は、10年後には全体の47%、20年後には75%となり、継続的に老朽化対策が必要となることが予測されます。

築年別保有状況（㎡）



出典：令和2年度固定資産台帳より

公共施設築年数別内訳



2.2.2 公共施設等の課題と将来必要な経費

(1) 公共施設等の減価償却率の推移

公共施設の減価償却率⁶は年々減少傾向であり、令和2（2020）年度末時点で44%となります。施設類型別で60%以上は町民文化・社会教育系施設、福祉系施設、給食系施設となっていますが、それ以外の施設類型は新規整備や工事等により、減価償却率が減少している年度が散見されます。

公共施設の減価償却率

施設類型	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
町民文化・社会教育系施設	65%	67%	69%	65%	68%
スポーツレクリエーション系施設	73%	72%	73%	67%	31%
商工観光系施設	55%	57%	33%	24%	23%
学校教育系施設	48%	50%	52%	54%	54%
保健福祉系施設	54%	56%	59%	44%	48%
福祉系施設	75%	78%	59%	62%	65%
公営住宅等	53%	40%	42%	32%	30%
行政系施設	29%	29%	28%	30%	35%
消防・防災系施設	74%	76%	79%	81%	31%
給食系施設	96%	97%	97%	97%	98%
計	51%	50%	50%	46%	44%

インフラの減価償却率

施設類型	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
橋梁	63%	64%	66%	68%	69%
公園	0%	6%	11%	7%	5%
下水道施設	29%	30%	31%	33%	32%
農業集落排水施設	32%	34%	36%	38%	40%
計	56%	58%	59%	61%	61%

注：道路は、昭和60年以前に整備された道路は、取得日が不明のため除外

※平成28～令和2年度固定資産台帳より

⁶減価償却率（老朽化率）：資産（建物）の減価償却累計額をその取得価格で除して算出される比率。

(2) 人口減少によるニーズの変化

少子高齢化や人口減少により、年齢階層別の人口及びその割合の変化に応じ、公共施設等に必要な機能の変化も予想されます。将来的には、学校教育系施設に対するニーズの減少や、保健福祉系施設に対するニーズの増加などの変化が想定されることから、公共施設等に求められる規模、役割及び機能を見直すなど、継続的な検証と長期的な需要動向を勘案し、適切に対応する必要があります。

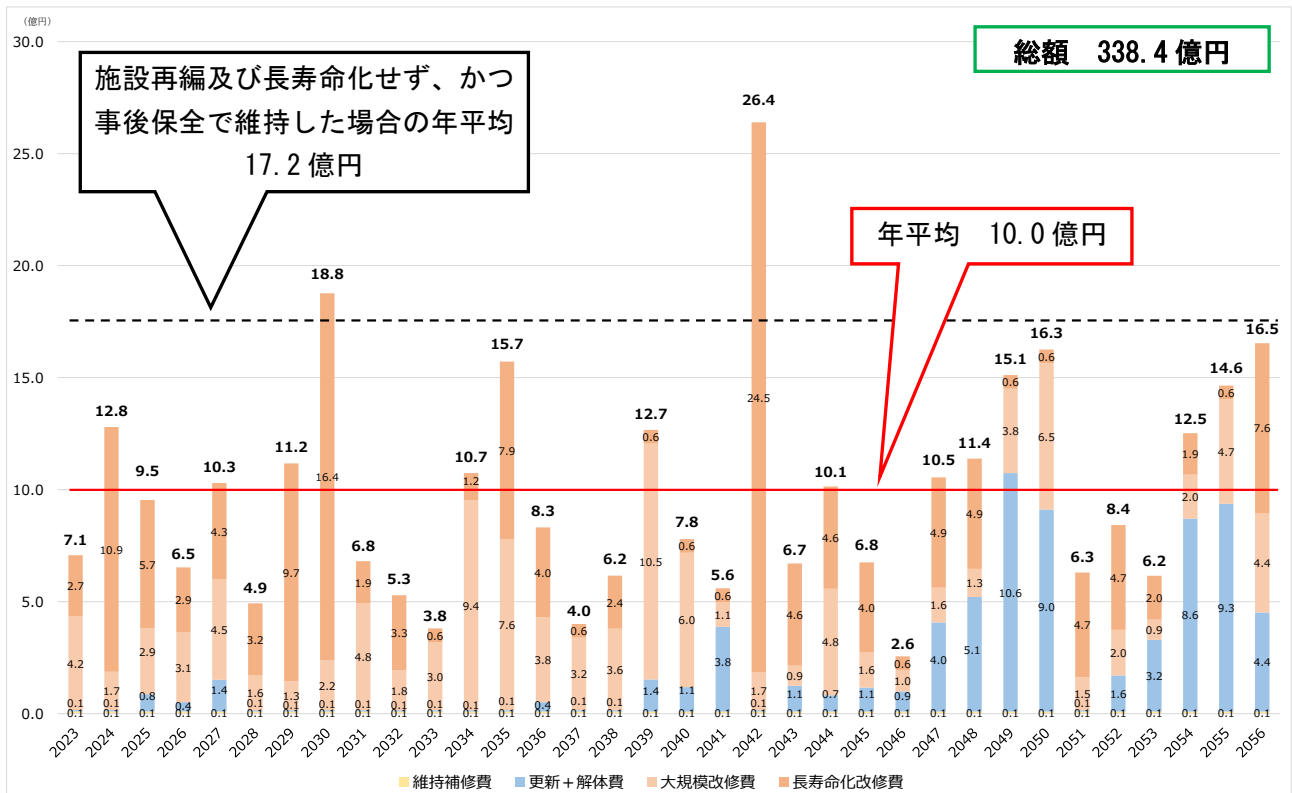
(3) 公共施設等を維持するために必要な経費

① 公共施設における将来の更新等経費の見込み

公共施設等マネジメントに係る関連計画等に則り、公共施設について、長寿命化や統廃合（再編）等による適正化を実施した場合、令和5（2023）年度から令和38（2056）年度までの今後34年間で総額338.4億円、年平均約10.0億円の更新・維持管理等経費が必要となります。なお、令和3（2021）年3月に保有する施設を再編・長寿命化せずに維持し続けた場合、今後34年間で585.3億円、年平均約17.2億円になることから、公共施設マネジメントの推進により総額246.9億円（年平均約7.2億円）の削減効果が見込まれます。

	個別施設計画等に則り、施設再編及び長寿命化・予防保全で維持した場合		令和2年度末に保有する施設を、長寿命化せず事後保全で維持した場合		削減効果
更新費＋解体費	69.8億円	2.1億円/年	354.7億円	10.4億円/年	284.9億円 (80%)
大規模改修費	115.0億円	3.4億円/年	227.3億円	6.7億円/年	112.3億円 (49%)
長寿命化改修費	150.4億円	4.4億円/年	—	—	▲150.4億円 —
維持補修費	3.3億円	0.1億円/年	3.3億円	0.1億円/年	0.0億円 (0%)
合計（LCC）	338.4億円	10.0億円/年	585.3億円	17.2億円/年	246.9億円 (42%)

公共施設における2023～56年までに必要な将来更新等経費の見込み

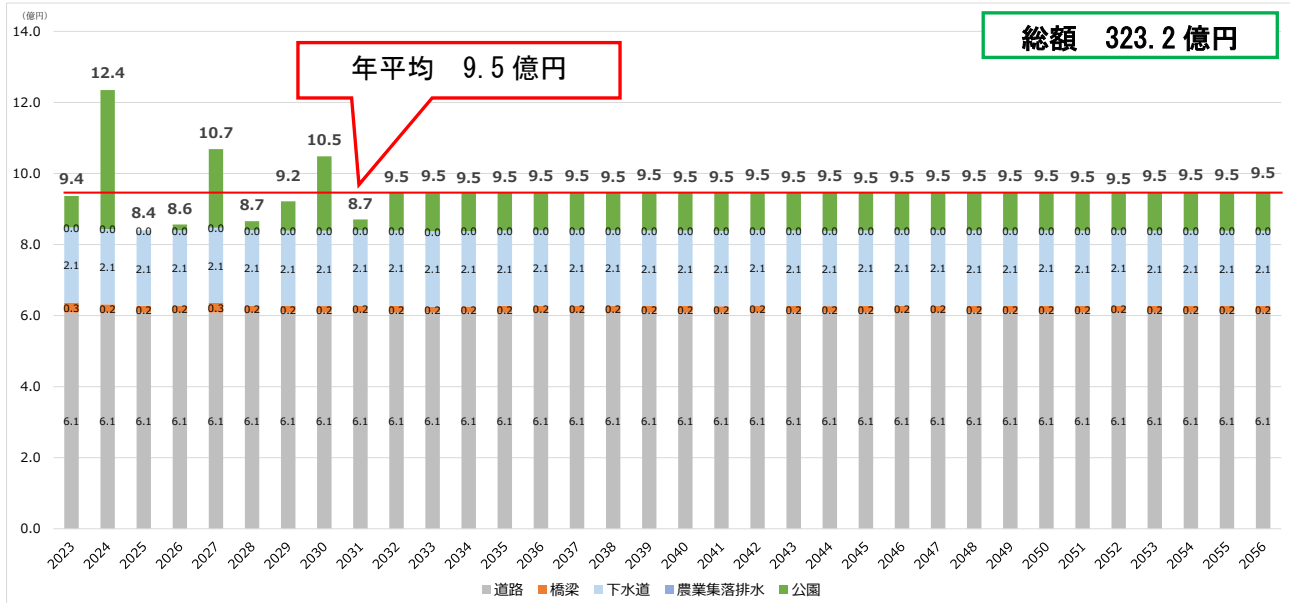


② インフラにおける将来の更新等経費の見込み

各関連計画等に則り、インフラについて長寿命化等の適正化した場合、今後34年間で総額323.2億円、年平均約9.5億円の更新・維持管理等経費が必要となります。

	道路		橋梁		下水道		農業集落排水		公園		合計	
更新・改修費	205.4億円	6.0億円	4.5億円	0.1億円	72.1億円	2.1億円	0.0億円	0.0億円	37.4億円	1.1億円	319.4億円	9.4億円
維持管理費	1.6億円	0.1億円	2.1億円	0.1億円	0.0億円	0.0億円	0.0億円	0.0億円	0.1億円	0.0億円	3.7億円	0.1億円
合計（LCC）	207.0億円	6.1億円	6.6億円	0.2億円	72.1億円	2.1億円	0.0億円	0.0億円	37.5億円	1.1億円	323.2億円	9.5億円

公共施設における2023～56年までに必要な将来更新等経費の見込み

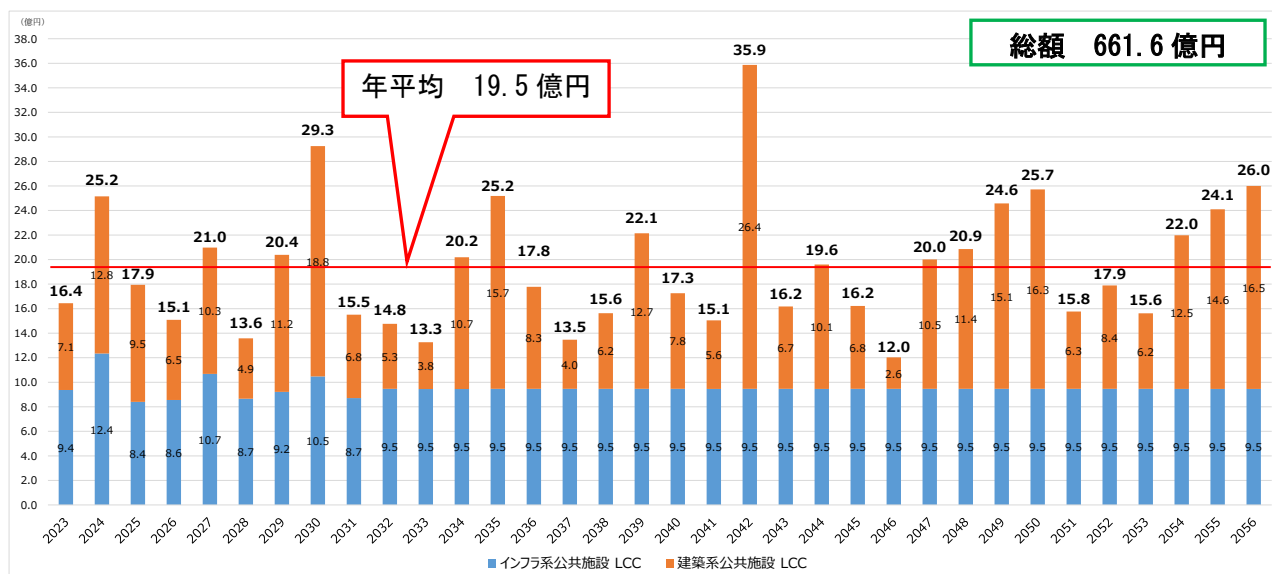


③ 公共施設等における将来の更新等経費の見込み(公共施設・インフラ合算)

①・②の結果より、公共施設等について、今後34年間で総額661.6億円、年平均約19.5億円の更新・維持管理等経費が必要となります。なお、普通会計事業における、平成28(2016)年から令和2(2020)年の普通建設事業費は、5カ年平均で約19.1億円、うち単独事業は44%であることから、今後の充当見込み額を単年度あたり8.4億円とすると、公営企業会計事業(下水道・農業集落排水)を除く公共施設等では、単年度あたり約9.0億円、34年間で総額303.8億円が不足し、現状の財政状況では、今後の維持・更新・改修等に必要な財源を確保することが困難になることが見込まれます。

従って、将来必要経費とその財源確保の面から判断し、施設の適正化(施設再編や廃止等)や民間活力の導入等によって、各経費の削減を推進します。

公共施設等における2023～56年までに必要な将来更新等経費の見込み



今後34年間に必要な更新等経費と充当額の見込み

(単位:億円)

普通会計		今後34年間	単年度 当たり	備考
①	公共施設 更新等費用	338.4	10.0	
②	一般インフラ 更新等費用	251.1	7.4	下水道・農業集落排水を除く
③	更新等費用必要額	589.5	17.4	=① + ②
④	普通建設事業費	649.4	19.1	H28～R2の5年間の実績平均
⑤	更新充当見込み額	285.7	8.4	=④ X 44% (※H28～R2の実績のうち単独事業割合の平均)
⑥	資金過不足	▲303.8	▲9.0	=⑤ - ③

公営企業会計		今後34年間	単年度 当たり	備考
①	公営企業会計インフラ 更新等費用必要額	72.1	2.1	下水道・農業集落排水事業 建設改良費の見込み
②	公共下水道事業 建設改良費	125.8	3.7	下水道事業のH28～R2の5年間の実績平均
③	農業集落排水事業 建設改良費	3.4	0.1	農業集落排水事業のH28～R2の5年間の実績平均
④	更新充当見込み額	27.2	0.8	=② X 18.5% + ③ X 80.4% (※各事業のH28～R2実績のうち単独事業割合の平均)
⑤	資金過不足	▲44.9	▲1.3	=④ - ①

第3章 公共施設等のマネジメント

3.1 基本方針

本町が保有する公共施設等は、年々老朽化が進行し、今後は老朽化対応が急務となります。加えて、耐震性能の強化や使用（耐用）年数の向上に向けた長寿命化改修なども考慮した、計画的な保全が必要です。なお、耐震性能については「境町耐震改修促進計画」により、既に計画的な事業の実施を進めており、引き続き推進します。

更に、公共施設等の将来の更新等経費及び今後の財政状況に鑑み、施設等の総量を見直します。その際は、施設の複合化や民間施設の代替利用など、施設が担うサービスを維持できるよう工夫するとともに、将来の更新等経費による負担を本計画期間内で平準化し、持続可能な財政運営にも資するものとします。

しかし、道路や橋梁などのインフラは、町民の日常生活や経済活動に欠かせないものであり、かつ災害時の救援や災害復旧活動等においても重要な基盤となるため、総量の削減には限界があります。一方で、インフラに予算を過剰に配分すると、公共施設に配分する予算へ影響し、最低限必要な公共施設も維持できなくなる懸念もあります。

従って、公共施設とインフラに充当する予算のバランスを図るためにも、公共施設等の機能、あり方について、町民と協働しながら検証し、将来を創造することを、本町の公共施設等マネジメントの基本方針とします。

<基本コンセプト>

持続可能な公共サービスを提供する

3.2 マネジメントの基本方針

3.2.1 公共施設の管理に関する基本方針

予防保全に資する維持修繕・長寿命化を中心とした取組みは、費用削減に一定の効果が期待できるものの、将来の課題を解決するためには不十分です。従って、「総量の適正化」、「中長期的なコスト管理」、「効果的・効率的な管理運営」を基本方針とし、その中でも施設総量の適正化を最優先とした上で、維持修繕・長寿命化などの様々な取組みを計画的に推進します。

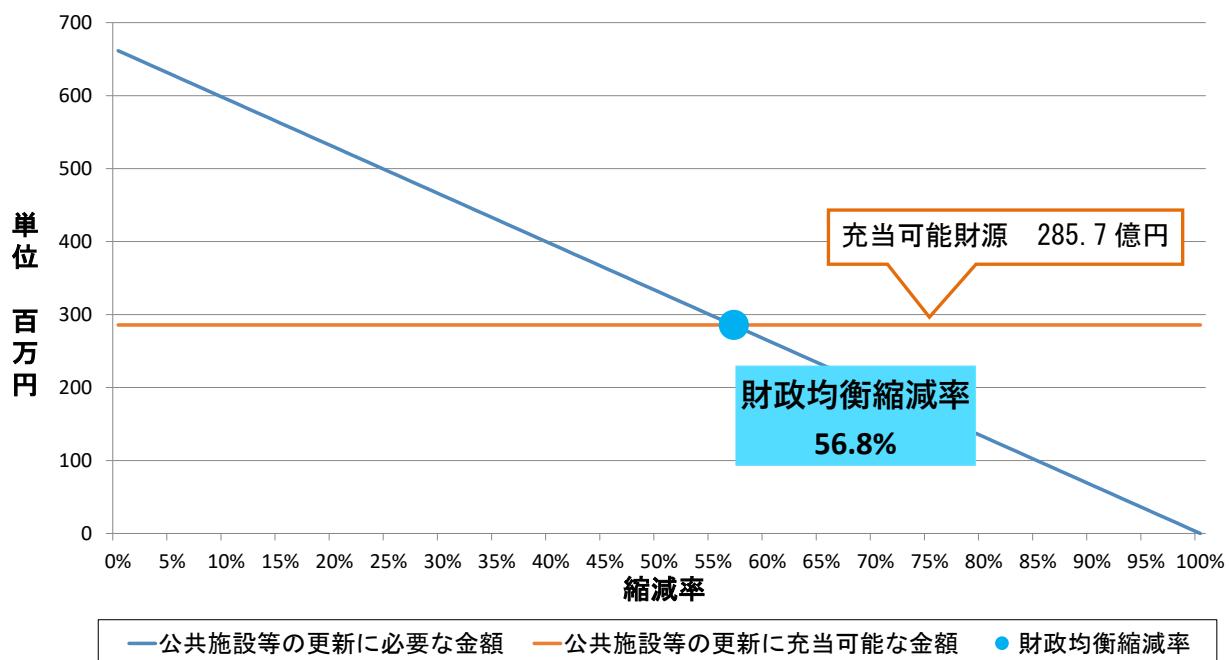
【基本方針1】総量の適正化

前述したとおり、公共施設等は今後、単年度あたり約19.5億円、34年間で総額661.6億円の更新・維持管理等経費が必要である一方、更新等充当財源である普通建設事業費及び建設改良費（下水道・農業集落排水）の平成28（2016）年から令和2（2020）年の5カ年平均の合算は、約9.2億円であることから、単年度あたり約10.3億円が不足することになります。

従って、公共施設等の総量の適正化が必要になりますが、この財源不足に対し、先述のとおりインフラの削減は現実的ではありません。

以上を考慮し、今後公共施設等の維持管理・更新等に充当可能な財源（34年間で285.7億円）とし、かつ公共施設等の更新・維持等に不足する金額（375.9億円）に対し、施設の延床面積を1%削減することで費用を1%相当額（約6.6億円）削減できると仮定し、施設面積総量をどれだけ削減すれば充当可能な財源と均衡（財政均衡縮減率）するか試算しました。試算の結果、縮減率56.8%（施設延床面積総量を約58,000㎡削減）で施設の維持更新等に必要な金額と、充当可能な財源額が同額となり、施設の維持更新に必要な金額を賄うことが可能となります。

財政均衡縮減率の算定



この試算結果は、本町の公共施設等の存続にはさらなる財源が不可欠、もしくは公共施設の半分以上を廃止する必要性を示しますが、本町が掲げる「持続可能な施設サービスを提供する」観点に反すること、さらには、施設削減に伴う管理運営費削減分を更新等経費に充当する可能性や「境町モデル」による効果（賃料収入等）が反映されていないことから、施設カルテの更新や個別施設計画策定等による、更新等経費の精緻化と「境町モデル」効果の検証を、継続的に進めます。

その上で、今後の人口減少や少子高齢化による、歳入減少や歳出増加に伴う、公共施設等における財源縮小も踏まえた将来財源見込みに応じて、公共施設の総量見直しを基本としつつ、引き続きPPP・PFIなどの民間活力・資金を活用した管理・整備・改修手法を積極

的に導入し、経費削減及び効率的かつ持続的な公共施設サービスを目指します。

具体的な実施方針は次のとおりです。

＜実施方針＞

① 多機能化・複合化の推進

今までは、単一の目的に対して単一の施設を整備するのが主流でしたが、町民ニーズの多様化に対応し、一つの施設で複数の目的を果たすことができる、多機能化・複合化を進め、新たな行政サービスの提供の場を創出します。

② 更新（建替え）時の見直し

施設の更新（建替え）は、整備に要する投資的経費に加え、管理運営等に要する経常的経費を試算し、更新（建替え）の是非についての議論を深めた上で決定します。その上で、整備の際は、スケルトン・インフィル方式⁷による整備も検討し、時代の変化に柔軟に対応できるようにします。また、施設の必要性や稼働率、費用対効果を勘案し、町民ニーズの多様化に対応した施設として、多機能化及び複合化を推進するとともに規模も見直し、総量の削減を図ります。

③ 新設の抑制

新たな公共施設の整備は抑制することを基本とし、現存する施設の有効活用を推進します。ただし、政策的に整備が必要な場合は、長期的な総量規制の範囲内で、施設の必要性や稼働率、費用対効果、複合化の可能性を踏まえ、判断します。

④ 広域連携の推進

近隣自治体・県・国等が保有する施設について、共同利用に向けた検討・取組みを推進し、保有施設の効率化を推進します。

⑤ 余剰施設（遊休資産）の活用

余剰施設が生じた場合は、それらの活用策を検討します。しかし、有効的な活用策がない場合は、売却を検討するほか、施設を解体撤去の上、更地として売却し、その収入を他施設の更新（建替え）及び大規模改修等の財源に充当することも検討します。なお、売却が困難な場合は、取壊しや立入規制を行うなどして、町民の安全を図ります。

⁷ スケルトン・インフィル：建物を構造体と内装・設備に分けて設計する考え方のこと。「スケルトン」は、建物の構造体や共用設備、「インフィル」は個人専用の間取りや設備のこと。

【基本方針2】中長期的なコスト管理

公共施設の総量を削減したとしても、一時期に集中的な費用が発生すると厳しい財政状況下では、持続可能な財政運営は成し得ません。計画的な維持修繕を行い、施設の長寿命化を図ることで、ライフサイクルコストを削減するとともに、中長期的な視点から将来の修繕工事の計画的な分散により、費用負担の平準化を図ります。

＜実施方針＞**① ライフサイクルコストの削減**

耐久性に優れた部材の採用、また計画的な維持修繕を実施することで、施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを削減します。

② 費用の平準化

定期的な点検・診断により、施設の状態を正確に把握することに加え、各施設が果たしている役割や機能を定期的に検証し、その施設の改修や更新の方針を検討します。その際は、一時期に集中して財政負担が発生しないよう、優先順位を明確にし、各施設の保全時期を調整することで財政負担の平準化を図ります。

【基本方針3】効果的・効率的な管理運営

公共施設の設置場所や利用時間、物理的・構造的な面及び当該公共施設の利用者数の推移など、施設状況を踏まえ、稼働率が低い、もしくは維持管理コストが高い公共施設は、これまでの利用・運営形態の改善、他用途への転用など、既存施設の有効活用を推進します。

また、必要性の高い公共施設は、災害発生時にも重要な役割を担うことが考えられるため、防災機能の強化を図ります。

＜実施方針＞**① 計画的な維持管理による長寿命化**

施設全体の状況を点検・評価しながら、予防保全型の修繕や長寿命化改修等を計画的に実施し、施設の長寿命化を推進することで、更新（建替え）周期の長期化を目指します。

② 官民連携（指定管理者制度の導入）の推進

本町では、既に指定管理者制度⁸を導入し、施設の管理運営において、民間事業者等のノウハウを活用し、利用者の利便性向上などを図っています。今後も、より効果的・効率的なサービス提供を目的に、指定管理者制度の導入を推進します。

③ 使用料・手数料の見直し

公共施設等を利用する町民と利用しない町民の公平性を確保する点から、受益者負担の適正化を図るために、使用料・手数料の見直しを定期的に検討します。

⁸ 指定管理者制度：地方公共団体が住民の福祉増進を目的として設置した施設を民間事業者・団体等に管理運営させる制度。

④ 防災対策の推進

東日本大震災を契機に、地域の防災拠点として公共施設等が果たす役割が改めて認識されました。特に、防災拠点となる庁舎、消防署、避難所となる学校施設など、発災直後から被災者を受け入れなければならない公共施設については、電気・水道などのライフラインの確保が問題となりました。

このため、大規模改修や更新（建替え）、再エネ設備導入等の際は、地域防災計画を踏まえ、耐震性に加え、発電や給水設備などの災害対策機能を強化します。

⑤ 施設の有効活用

町民ニーズの変化により、公共施設の機能や配置が適切ではなくなり、利用状況・効率の低下が予測されます。このような公共施設は、使用形態・利用形態を見直し、公共施設の効率化を図ります。

また、公共施設の使用・利用形態の改善効果が見込まれない施設は、多機能化及び複合化、他用途への転用、廃止を検討します。

⑥ ユニバーサルデザイン化の推進

ユニバーサルデザインとは、障がいの有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方です。ユニバーサル社会を構築するために、更新や改修を迎える公共施設については、段差の解消や多機能トイレの整備、エスカレーター・エレベーター等の設置、認識し易いサインの設置などもユニバーサルデザイン化を推進します。

⑦ 脱炭素化の推進方針

地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）では、地方公共団体の基本的役割として「地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進」を掲げ、地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出量の削減等のための、総合的かつ計画的な施策を推進することとしています。

本町でも、公共施設屋上への太陽光設置による電力自給や売電事業の活用、公共施設の更新や改修の際は、脱炭素・省エネルギー性能・効果を有する材料や構法を採用するものとし、炭素排出量及びエネルギー消費を抑制し、かつランニングコストの低減を図ります。

3.2.2 インフラの管理に関する基本方針

これまでに整備したインフラは膨大な量となっています。「規模・質・コスト」の観点から、マネジメントの基本方針を「社会構造の変化や町民ニーズに応じた最適化、安全・安心の確保、中長期的なコスト管理」とし、町民ニーズの多様化、社会経済情勢の変化による利用需要に応じた最適なインフラの総量・配置を推進するとともに、安全性を確保した上で、業務の見直しによる、管理費の削減やインフラの長寿命化を推進させることなど、ライフサイクルコストの削減も図ります。

【基本方針1】社会構造の変化や町民ニーズに応じた最適化

今後の人口減少や社会経済情勢の変化により、インフラに求められる町民ニーズや機能が、変化するものと考えられます。

そのため、老朽化対策の実施に際し、防災機能の強化やユニバーサルデザインの導入など、社会要請に応じた機能への対応のほか、町民ニーズや利用需要に基づき、インフラの適正な規模と配置を図ります。

＜実施方針＞

① インフラの適正配置

インフラは、町民の社会生活の基盤となるため、総量削減が困難です。しかし、今後の人口減少や社会経済情勢の変化、町民ニーズの変化により、求められる機能に変化が生じる可能性を考慮し、都市計画との整合を図りながら、必要に応じて整理・廃止等を検討するなど、適正な規模と配置を進めます。

② 社会の要請など新しいニーズへの対応

時代とともに、インフラへ求められる機能に変化が生じる可能性を踏まえ、施設の更新等を契機に、ニーズを反映した機能、規模、防災対策など、新たに求められる質と量を精査、かつ必要性を検討した上で、質・量的向上を図ります。

【基本方針2】安全・安心の確保

従来の事後保全型から、予防保全型⁹の維持管理へ転換し、計画的・効果的な維持管理を行い、事故の未然防止を図ることで、施設の安全性、長寿命化を図ります。

＜実施方針＞

① メンテナンスサイクルの構築

インフラは利用・設置状況により、劣化や損傷の進行が施設・箇所毎に異なります。このため、インフラの定期的な点検・診断により、施設の状態を正確に把握し、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、状態や対策履歴等の情報を記録し、次期点検・診断等に活用する「メンテナンスサイクル」を構築します。このサイクルに基づく、行動計画として、各インフラの長寿命化計画等を作成しました。これらの計画に則り、安全・安心に資する維持管理等を推進します。

⁹ 予防保全：故障が発生する前に計画的に修繕を実施するという考え方。予防保全に対し、故障発生の都度、修繕を行うという考え方を事後保全という。

【基本方針3】中長期的なコスト管理

厳しい財政状況下で、総量削減が困難なインフラを維持するためには、中長期的なライフサイクルコストの削減による、財政負担の軽減や予算の平準化を図る必要があります。

そのためには、計画的・効果的な維持管理を実施し、施設の長寿命化を図ることで維持管理・更新等のライフサイクルコストを削減するとともに、修繕工事等を計画的に分散させ、費用負担の平準化を図ります。

＜実施方針＞**① 予防保全型の維持管理の導入**

厳しい財政状況下で必要なインフラの機能を維持するには、施設のライフサイクルコストを削減し、予算を平準化する必要があります。

このため、インフラの長寿命化に向け、安全性や経済性を踏まえ、損傷が軽微である早期の段階で、予防的修繕等を実施する「予防保全型維持管理」の導入を推進します。

② 維持管理の容易な構造の選択等

維持管理コストは、管理水準や採用する構造・技術等によって変化します。新設・更新時には維持管理が容易かつ確実に実施可能な構造を採用し、維持管理コストの削減に努めるとともに、各施設の特性を考慮するなど、合理的に対策します。

③ 新技術の導入

点検、診断、補修等を効率的・効果的に実施するため、分野・メンテナンスサイクルの段階に応じた技術動向（ICT活用・DX化の推進を含む）を把握するとともに、重点的かつ率先的に活用するための仕組みを構築します。

④ 官民連携

指定管理者制度や業務委託のほか、インフラ整備・運営を一体的に民間事業者に委ねるPPP・PFIは、民間の様々なノウハウの導入により、サービスの向上が期待されます。これらの導入を推進し、町民サービスの維持・向上と経費削減を図ります。

3.3 マネジメントの実行

3.3.1 マネジメントの実施体制

(1) 公共施設等マネジメントの推進体制の整備

公共施設等の管理を組織横断的に推進するためには、公共施設等の情報を一元管理し、マネジメントする部門が必要になります。本町では、施設マネジメント統括を担う企画・財政部門（財政管財課）を設け、各公共施設を効率的に維持管理するための公共施設等マネジメントの推進体制を整備しています。

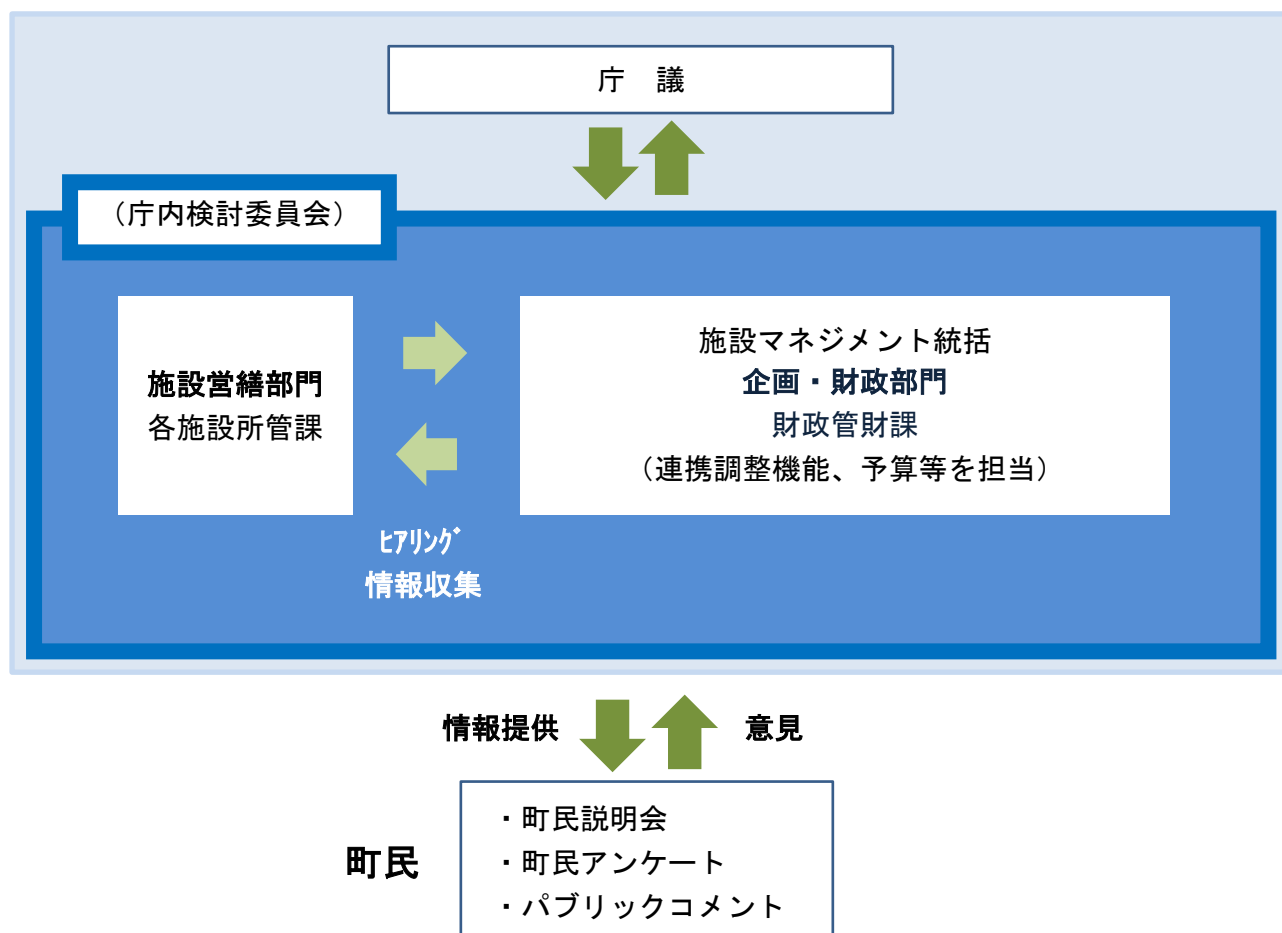
① 公共施設等マネジメント推進体制

公共施設等マネジメントの取組みを推進するために、企画部門（財政管財課）が各所管課との連携調整機能を持ちつつ、各公共施設等の設備等の劣化状況や稼働状況、管理運営費用等について、所管課と協議して施設の管理情報を整理し、公共施設マネジメントを統括します。さらに、公共施設等再編成の取組みの重要性を町民に示し、再編成の進行管理を行い、実効性を高めていきます。

公共施設等の再編成（多機能化・複合化等）にあたっては、庁内の連携が不可欠です。このため、企画・財政部門（財政管財課）が各施設情報を集約して公共施設等マネジメントを統括するとともに、予算・中期財政計画等を担当し、技術的な知識を基に大規模改修や長寿命化を実施する施設営繕部門（施設所管課）と情報を共有し、連携を強化します。

また、公共施設等再編成を推進するにあたり、幅広い視点から検討するため行政内部において公共施設等総合管理計画に関する庁内検討委員会を設置し、全庁的な推進体制をもって適宜認識の共有を図り、施設の有効活用や全体最適化を効果的に進めます。

<公共施設マネジメント推進体制>



② 職員意識の醸成

公共施設等のマネジメントや施設再編においては、全庁的な取り組みが必要であることから、全職員の意識啓発と認識共有の推進が必要です。また、公共施設の更新問題に対応するには、技術的・事務的両面のスキルが必要でもあることから、公共施設等マネジメント関係業務のマニュアル化や研修を行い、職員の公共施設等に関する意識啓発と気運醸成に努めます。

③ 町民との情報共有

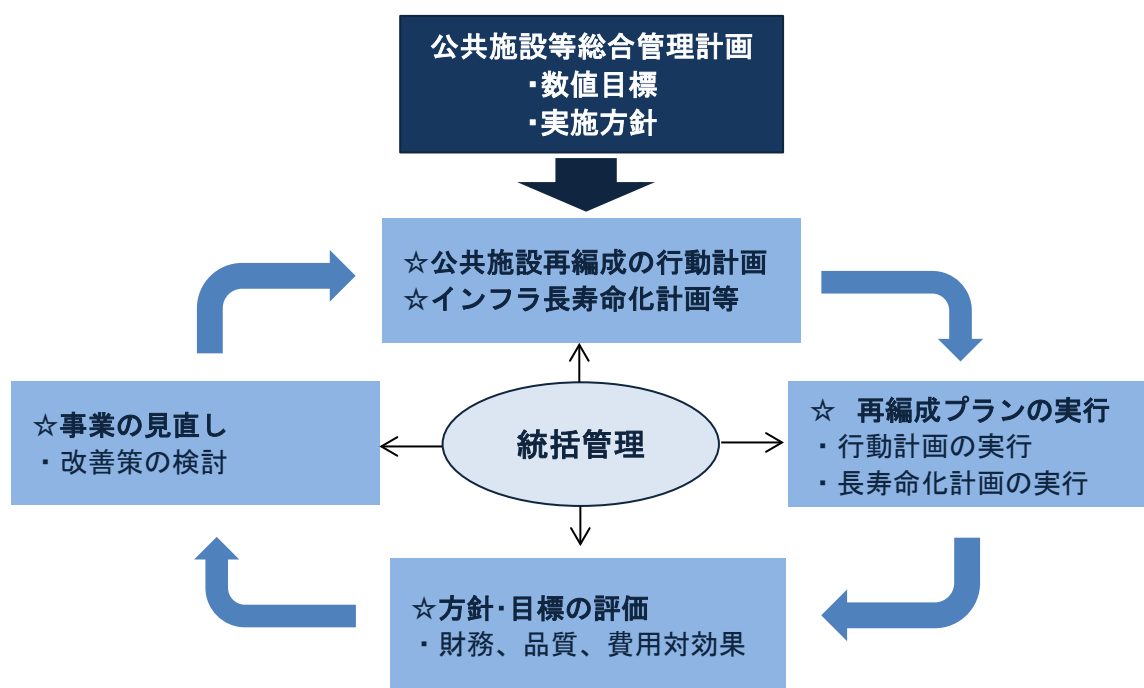
公共施設等の再編を実行するには、町民の理解と協力が必要です。このため、利用状況の継続的な把握とカルテによる情報公開のほか、必要に応じ町民アンケートを実施するなど、町民と共通認識の上で、町民ニーズを的確に把握した、持続的かつ適切な公共サービスの提供を推進します。

④ PDCAサイクルの実施

公共施設等マネジメントを着実に進めるには、PDCAサイクル¹⁰（計画→実行→評価→改善のサイクル）を活用した、業務サイクルを定着させることが重要です。

公共施設等の適正化を段階的に実施するため、施設カルテにより施設データを把握・見える化し、定期的にデータに基づく客観的な評価と進捗状況を把握・見直します。なお、インフラについては、既に策定済みの長寿命化計画等に基づく取り組みを推進します。そして、それらの効果を定期的に検証し、必要に応じて計画改定や行動を実行します。

このような流れで公共施設等マネジメントの着実な推進を図ります。



¹⁰ PDCAサイクル：マネジメント手法の一種で、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Action）」のプロセスを順に実施することで業務を継続的に改善すること。

3.3.2 行動計画の策定

個別の公共施設の具体的な見直しは、公共施設個別施設計画や再編成の行動計画で定めます。

この行動計画は、持続可能な財政運営の観点から、10年程度の中期的な期間において、主に老朽化が進む公共施設の統合や建替えを含む適正な機能の確保及び効率的な管理運営を実現するための行動計画を策定し、総合計画の実施計画の中で反映していきます。

このため行動計画を策定する際は、公共施設の老朽化等の物理的状況や稼働状況及び費用などを考慮するものとします。

なお、インフラは策定済みの各インフラの長寿命化計画（個別施設計画）に基づき、対応します。

3.3.3 計画的・効率的な維持管理

(1) 施設現況の把握

① 点検の実施

公共施設等は、定期的な点検を行い、老朽化状況の把握や対策に活用します。それに伴い、施設担当者に対し、当該施設の点検内容の理解を促し、直接現場を確認する機会を創出します。

② 診断等の実施

インフラについては、個別の長寿命化計画等に基づき点検・診断・対策に取組み、施設の安全性、耐久性を高めます。

(2) 施設情報の整備

① 固定資産台帳の活用

本町では、これまで地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定される公有財産台帳や道路法（昭和27年法律第180号）28条に基づく道路台帳等の各種台帳を整備してきましたが、これらの台帳は、主に数量面（面積や個数）を中心とした財産の運用管理、現状把握を目的としていました。

これに対し、総務省の「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成27年1月23日総財務第14号）に通知に基づき、地方自治体が所有するすべての資産を網羅的に把握し、会計情報と連動した財産管理の要素を取り入れた固定資産台帳の整備が前提とされたことから、本町でも平成28（2016）年より固定資産台帳の整備に取り組んでいます。

地方公会計及び固定資産台帳から得られる情報は、公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みに活用できるほか、施設別のセグメント分析などにより、各事業・施設について効果的な対策の検討が可能になります。今後は固定資産台帳や公共施設に係るその他の台帳との整合性を図りつつ、公共施設マネジメントにも活用します。

② 施設カルテ

公共施設再編成を実行する際は、多くの町民の合意形成に資するための各公共施設に関する客観的なデータが必要です。固定資産台帳等を基に、施設（試算）概要、コスト、付帯設備・備品、保守点検及び施設利用など、公共施設等に係る情報を継続的かつ一元管理し、施設の費用対効果を示す客観的なデータを見える化した『施設カルテ』を平成28（2016）年度に作成し、随時更新しています。

(3) 計画的な維持修繕と長寿命化の実施

① 総合的かつ計画的な管理

総合的かつ計画的な管理に基づいた維持修繕によって、公共施設等の長寿命化を図ります。

② ライフサイクルコストの抑制

一般的な事務所建物のイニシャルコスト¹¹はライフサイクルコストの20%程度であり、ランニングコストはイニシャルコストの4倍以上の費用が発生すると言われており、当該コストの削減が求められています。

計画的な維持修繕・施設の長寿命化と合わせてライフサイクルコストの抑制や費用の平準化に取組み、コストに関するデータを蓄積し、公共施設の量の見直しに活用します。

¹¹ イニシャルコスト：建物や設備を施工・設置するためにかかる初期投資金額のこと。

第4章 施設分類の基本方針

第3章等を踏まえ、公共施設等の施設分類ごとの基本方針を以下のとおりとします。

4.1 公共施設の基本方針

施設分類ごとの特性を踏まえつつも、総量削減を最優先に考え、再編を検討するとともに、現施設は、予防保全による長寿命化を目指すなど、様々な取組みを計画的に推進します。

(1) 町民文化・社会教育系施設（施設数9）

分類	施設数	基本方針
コミュニティ関連施設 ・ 境町文化村公民館 ・ 境町中央公民館 ・ ふれあいの里	3	・ 将来の更新時等には複合化等による適正規模の検討 ・ 稼働率の低いスペースの利用形態見直し ・ 計画的な維持修繕による長寿命化
文化施設 ・ 境町文化村歴史民俗資料館 ・ 境町研修センター	2	・ 将来の更新時等には複合化等による適正規模の検討 ・ 計画的な維持修繕による長寿命化
社会教育系その他施設 ・ ふれあいの里市民農園 ・ 伏木集会所 ・ 公民館及び農村公園志鳥集会所 ・ 猿島コミュニティセンター休養施設	4	・ 稼働率の低いスペースの利用形態見直し ・ 計画的な維持修繕による長寿命化

(2) スポーツレクリエーション施設（施設数6）

分類	施設数	基本方針
体育館等 ・ 境町文化村武道館 ・ 境町文化村町民体育館	2	・ 将来の更新時等には複合化等による適正規模の検討 ・ 余裕スペースの有効活用 ・ 計画的な維持修繕による長寿命化
スポーツレクリエーション系その他施設 ・ 境町文化村サッカー場管理棟 ・ 境町アーバンスポーツパーク クラブハウス ・ 境町文化村多目的運動公園 (屋内テニスコート) ・ さくらの森公園公衆トイレ	4	・ 計画的な維持修繕による長寿命化

(3) 商工観光系施設（施設数12）

分類	施設数	基本方針
商工観光施設 ・ 勤労青少年ホーム ・ 道の駅さかい ・ ホテルスタンバイリーグさかい (現：パークホテルさかい) ・ モンテネグロ会館 ・ S-lab (研究開発施設) ・ S-Gallery ・ 境町観光情報発信施設 (交流人口拡大・観光情報発信施設) ・ S-Start up ・ さかいまちかどカフェ ・ さかいサンド (六次産業化施設) ・ さかい河岸レストラン茶蔵 ・ FOOD TERRACE SAKAI	12	・ 余剰スペースの有効活用 ・ 計画的な維持修繕による長寿命化

(4) 学校教育系施設（施設数8）

分類	施設数	基本方針
小学校 ・ 境小学校 ・ 長田小学校 ・ 猿島小学校 ・ 森戸小学校 ・ 静小学校	5	・ 境小学校、長田小学校、境第一中学校は計画的な維持修繕による長寿命化 ・ 長田小学校は、計画的な維持修繕による長寿命化 ・ 静小学校は、小規模校として存続させるための、計画的な維持修繕による長寿命化 ・ 猿島小学校と森戸小学校の統合、統合後の小学校と境第二中学校の小中一貫校化
中学校 ・ 境第一中学校 ・ 境第二中学校	2	
その他施設 ・ 倉庫（元第6分団消防小屋）	1	・ 将来の更新時等には複合化等による適正規模の検討 ・ 計画的な維持修繕による長寿命化

(5) 保健福祉系施設（施設数9）

分類	施設数	基本方針
保健衛生施設 ・ 境町保健センター	1	・ 将来の更新時等には複合化等による適正規模の検討 ・ 計画的な維持修繕による長寿命化
児童福祉施設 ・ ひまわり保育園 ・ おおぞら保育園 ・ コピーブリスクールさかい ・ にこにこ児童クラブ ・ S-WORK+KIDS （さかい子育て支援センター） ・ 長田小児童クラブ ・ S-cafe	7	・ 将来の更新時等には複合化等による適正規模の検討 ・ 余裕スペースの有効活用 ・ 計画的な維持修繕による長寿命化
その他施設 ・ あけぼの会館	1	・ 将来の更新時等には複合化等による適正規模の検討 ・ 計画的な維持修繕による長寿命化

(6) 福祉系施設（施設数1）

分類	施設数	基本方針
福祉施設 ・ 伏木文化センター	1	・ 計画的な維持修繕による長寿命化

(7) 公営住宅施設（施設数17）

分類	施設数	基本方針
公営住宅等 ・ 町営長井戸住宅 ・ 町営大歩住宅 ・ 町営浅間住宅 ・ 町営山神町住宅 ・ 町営桜ヶ丘住宅 ・ 町営西泉田住宅 ・ コミュニティーホームあさひが丘 ・ サンコーポラス長田 （定住促進住宅） ・ アイレットハウスモクセイ館 ・ アイレットハウスカンナ館 ・ アイレットハウスさくら館 ・ アイレットハウスひまわり館 ・ 第一期境町定住促進戸建住宅 ・ 第二期境町定住促進戸建住宅 （1号棟） ・ 第二期境町定住促進戸建住宅 （2号棟） ・ 第三期境町定住促進戸建住宅 （1号棟） ・ 第三期境町定住促進戸建住宅 （2号棟）	17	・ 将来の更新時等には適正規模の検討 ・ 計画的な維持修繕による長寿命化

(8) 行政系施設（施設数5）

分類	施設数	基本方針
庁舎等 ・ 境町役場	1	・ 将来の更新時等には複合化等による適正規模の検討 ・ 計画的な維持修繕による長寿命化
その他施設 ・ 町有バス合同車庫 ・ 元第1分団山神町消防小屋 ・ 元青少年活動育成センター ・ S-Study&heart	4	・ 将来の更新時等には複合化等による適正規模の検討 ・ 余剰スペースの有効活用 ・ 計画的な維持修繕による長寿命化

(9) 消防・防災系施設（施設数17）

分類	施設数	基本方針
消防施設 ・ 消防小屋（旭町）第1分団 ・ 消防小屋（松岡町）第2分団 ・ 消防小屋（塚崎）第3分団 ・ 消防小屋（志鳥）第4分団 ・ 消防小屋（長井戸）第5分団 ・ 消防小屋（蛇池）第6分団 ・ 消防小屋（山崎）第7分団 ・ 消防小屋（染谷）第8分団 ・ 消防小屋（伏木）第9分団 ・ 消防小屋（若林）第10分団	10	・ 将来の更新時等には複合化等による適正規模の検討 ・ 計画的な維持修繕による長寿命化
その他施設 ・ 宮本町水防倉庫 ・ 防災備蓄倉庫（境地区） ・ 防災備蓄倉庫（長田地区） ・ 防災備蓄倉庫（猿島地区） ・ 防災備蓄倉庫（森戸地区） ・ 防災備蓄倉庫（静地区） ・ 水害避難タワー	7	・ 計画的な維持修繕による長寿命化

(10) 給食系施設（施設数2）

分類	施設数	基本方針
給食センター等 ・ 学校給食センター	1	・ 将来の更新時等には複合化等による適正規模・配置の検討 ・ 計画的な維持修繕による長寿命化
その他施設 ・ 学校給食米飯パン製作所	1	・ 計画的な維持修繕による長寿命化

4.2 インフラの基本方針

ICTやDXを活用した管理方法や維持修繕を積極的に導入し、予防保全や長寿命化を進めます。また、利用需要の変化や重要性を考慮した規模や配置、修繕等の最適化を図ります。

分類	基本方針
道路	・計画的な点検と予防保全による維持修繕、長寿命化 ・施設利用需要の変化及び町民要望を踏まえた、施設の整備計画見直し・修繕を検討
橋梁	・「橋梁長寿命化修繕計画」に基づく、予防保全及び長寿命化 ・計画的なメンテナンス・修繕等サイクルの実施
公園等 ・都市公園 ・農村公園	・日常・定期点検及び維持管理による機能の保全・長寿命化 ・ライフサイクルコストの削減及び維持管理更新費の平準化
下水道施設・ 農業集落排水施設 ・管路 ・農業集落排水処理場	・各種経営戦略等に基づく、計画的な維持管理・修繕による長寿命化 ・各事業における今後の安定経営

境町公共施設等総合管理計画

平成 29（2017）年 3 月策定

令和 5（2023）年 3 月改訂

境町企画部財政管財課

〒306-0495 茨城県猿島郡境町 391 番地 1

TEL : 0280-81-1300（代表）

<http://www.town.sakai.ibaraki.jp/>